

令和2年第1回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和2年3月2日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	6番	伏 屋 隆 男
副 議 長	1番	竹 中 光 重
議 員	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
住 民 課 長	赤 塚 暢 子
福祉子ども課長	花 村 定 行
健康介護課長	今 枝 貴 子
水 道 課 長	天 野 富 三
教 育 文 化 課 長	田 島 茂 樹
学校給食センター所長	松 本 好 春

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第2号）

令和2年3月2日（月曜日） 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第2号議案 笠松町水道事業の債権管理に関する条例について
- 日程第3 第3号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 第4号議案 笠松町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 第5号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第6号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第7号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第8号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第9号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第10号議案 松枝小学校（庇先端等）劣化部分改修工事請負契約の締結について
- 日程第11 第11号議案 町道の路線認定について

- 日程第12 第13号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第13 第14号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 第15号議案 令和元年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 第16号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 第17号議案 令和2年度笠松町一般会計予算について
- 日程第17 第18号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 第19号議案 令和2年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 第20号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第20 第21号議案 令和2年度笠松町水道事業会計予算について
- 日程第21 第22号議案 令和2年度笠松町下水道事業会計予算について

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） おはようございます。

先ほど議長が言われたように、コロナウイルス対策で日本中しっちゃかめっちゃかになっておりますが、落ち着いてしっかり対応すれば大丈夫じゃないかなというふうに思っております。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回はこども館の今後について、移転計画の内容についてと学習支援について、中学生の通級教室の設置についてと個別の学習支援の在り方についてを質問事項に取り上げさせていただきました。

まずは、こども館についての質問です。

現在のこども館、旧児童館の移転とその土地についての行政からの説明が、地権者である北野神社と田代在住の個人の方へ2月3日16時からこども館で開催されました。私も北野神社氏子役員として参加させていただきました。そこで、現在のこども館を防疫組合跡地へ移転し、跡地を前にある事業者が利用するというものであります。

昭和43年に開館した旧児童館、私が小学生の頃でありました。当時の田代地区に住む小学生の遊び場は、神社、田んぼ、木曽川畔など、いわゆる自然が相手でしかありませんでした。そこにできたのが児童館です。当時としては広い屋内遊戯場、図書室、一番うれしかったのは広い園庭です。放課後は家から走って児童館へ行って、園庭で暗くなるまで遊んだことを覚えております。現在では、母子のとても大切な施設となっております。さらに田代地区にある唯一の公共施設であります。つまり避難所でもあるのです。ただでさえ避難所の収容人数不足である松枝地区避難所が一つなくなるわけです。

田代地区にある指定避難所の収容人数は、笠松町ホームページによると、こども館が内水災害時のみで62人、リバーサイド笠松園が地震、内水、災害時及び火災時で75人、洪水災害時で56人となっております。ただでさえ田代東地区住民の避難を受け入れることができない施設であるのに、それを移転してしまうのですから、それについてのまずお考えをお聞かせください。

さらに、新しく移転先に検討されているのが桜町にある防疫組合跡地だとお聞きしました。

ここは町有地であり、借地の面積が大きいこども館に比べれば、経費的に抑えられると考えることはできます。回りの交通環境についても、大きな事業所周辺に比べれば、住宅地の中にある当該地域はより安全で静かな環境であるということも考えられます。

以前受けた説明では、これから利用される方々から御意見を伺い、新施設の中身を検討するというものでありました。ですが、新年度当初予算では、3款 民生費、2項 児童福祉費、2目 こども館費では、新築工事設計委託料として316万8,000円が計上されています。設計委託料ということは、既に施設の概要がおおよそ決まっているということでしょうか。違う説明もあったかもしれませんが、設計委託料という名目で上がっている以上、既に概要が決まっているというような受け止め方をできるような内容になっています。御意見を町民の方から伺うということでしたが、伺った場合、意見はどの程度反映できるようになっているのでしょうか。

また、本当の意味での母子支援を掲げるのであれば、現在の施設をそのまま平行移動させて新築するだけでは十分だとは私は思いませんが、行政側はどのようにお考えでしょうか。現時点での笠松町の施設についての考え方をお示してください。

次に、学習支援について質問させていただきます。

平成16年（2004年）第4回定例会一般質問で、軽度発達障害に対する対応を教育委員会、行政に行って以降、事あるごとに取り上げてまいりました。さらに、平成23年（2011年）第3回定例会一般質問では、特別支援教育についての今後の取組についての中で、まずは笠松町内小学校での通級教室の設置を求めてまいりました。平成26年第3回定例会一般質問でも情緒系の通級教室を求め、通級教室の設置につながったというふうに思っております。さらには、今年度下羽栗小学校、来年度には松枝小学校と、町内3小学校全てに通級教室が設置されるとお聞きしております。徐々に対応が進んでおることを大変喜んでおります。

平成16年に最初の質問をしたときに比べると隔世の感があります。一つ一つの取組の進展には、本当に心から感謝申し上げます。がしかし、保護者にとっての心配事は永久に続くものです。笠小に通級教室ができた頃に入級した子供たちも5年生になりました。このままいけば、再来年度には中学生になるのは必然のことです。現在のところ、笠松中学校には通級教室の設定はなく、数名が笠松小学校の通級教室に通っているとのこと。

以前の岐南町東小学校へ通っていた頃と比べれば物理的には近くなったのですが、笠松中学校から制服のまま笠小に通う中学生の心情は察するに切ないものを感じます。岐南町東小の通級教室に通っていた子供を知っておりますが、複雑な心境を吐露しておりました。

月例健診時の対応や年中児の対応で、今年度にも新規事業展開できめ細かくなってきましたが、その受皿の確保はまだまだ途上ではないかというふうに考えて思っています。特に笠小に情緒系の通級教室ができたときから言ってきましたように、時期が来れば、その子供たちは中学校に進学するのです。笠松中学校での通級教室設置が必要不可欠で、他校への一時避難的な

対応では十分な手当が確保できないのではないかと感じております。そのことについて教育長と町長のお考えをお示してください。

さらに、個別の学習支援の在り方についてお聞きします。

中学校では、小学校で行われています加配支援員による指導がどの程度行われていますか。まずそれをお知らせください。

岐阜県議会での一般質問では、高校入試での合理的配慮として別室にての読み上げ試験などに対応できる旨の答弁がなされています。しかし、これも出身中学校長と受験先高校校長との間で事前に入念な話し合いが必要になってきます。当然のことだと思います。

さらには、通常の中学校定期試験でも合理的配慮の実績がないと入試での合理的配慮は受け入れてもらえません。当の受験生にとっても、急に別室で試験といっても戸惑うばかりだとは思いますが。こういった法律で認められた権利を最大限に生かすことができる体制が必要不可欠ではないでしょうか。

2013年4月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法の理念では、障害とは個人にあるのではなく、そういった方が社会に出ていくときにある障壁を障害と言うと言っているように、以前に比べると180度考え方が変わっております。

この考え方から分かるように、入試にある障壁を合理的配慮で乗り越えて、社会で自立できるよう支援していくことも学校や基礎的自治体に課せられた責務ではないでしょうか。こういったように、合理的配慮を積極的に取り組んでいくことが社会にある障壁を取り除くことになると考えております。

そういった意味も含めて、中学生こそ入試を突破する学力重視の積極的な学習支援が必要だと考えますが、それについて教育長のお考えをお聞かせください。

また、発達障害の子供たちを受け入れてくださる塾や家庭教師はとて少なく、あっても費用が非常に高額になってしまいます。さらには親の収入が学力の差、進路の差になってしまうという調査結果を見たこともあります。しかし、これはある意味、一方的な見方であるという記事も目にしております。

保護者にとって学力の問題は深刻であります。岐阜市では、岐阜学習支援ネットワークへの教育委員会などの補助金で、市内にある学習支援NPOを束ねて事業展開をしておられます。各務原市では、平成28年度からかかみがはら寺子屋事業として「ららら学習塾」が行われております。これは基礎的な学習を身につけたいと考えている生徒、基本的な学習習慣を身につけたいと考えている生徒を対象とした教室です。今年度からは中部学院大学各務原キャンパス、稲羽コミュニティセンター、川島ライフデザインセンター、蘇原コミュニティセンター、中央ライフデザインセンター、鶯沼福祉センターの市内6か所で開催されるようになりました。各

中学校から近いところへ通うことができるようになったわけです。随時参加者を募集しております。このように公的に学習支援を行っている教育委員会も存在しているわけです。

二町教育委員会、笠松町でも、学習したい子供たちへの支援、さらには特に困難を抱えると思われる子供たちの中で学力の高い子供たちを、柔軟さ、回復力というワードを用いてレジリエンスといいます。こういったことを目指した学習支援について、教育長のお考えをお聞かせください。

保護者の皆さんでは、聖徳大学、岐阜大学教育学部で特別支援を学んでおられる学部の学生さんと協働できないかとの検討を行うほど真剣に捉えられております。公的な支援を前向きに検討していただきたいと考えておりますが、お考えをお聞かせください。再質問では町長にも質問するかもしれませんが、よろしくお願いします。

1回目の質問を以上で終わりにいたします。

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 川島議員さんの御質問にお答えいたしたいと思っております。

まず最初、こども館の今後について、こども館が移転した後の田代地区の避難所をどう考えているかという御質問に対してでございますが、こども館は、議員が言われましたように、内水による浸水災害時の避難所としてのみ指定しており、地震災害時や洪水災害時には、耐震施設や2階建て以上の施設へ垂直避難をしていただくよう、自主防災訓練などの機会を捉え、情報発信に努めているところでありますが、今後、田代地域の避難所確保のため、周辺の事業所に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

続いて、新築する施設の概要についてでございますが、まず最初に、移転計画に関する今までの経緯等について説明させていただきます。

こども館については、昭和43年1月に開所をしまして、現在、老朽化が進んでいるとともに、年間約190万円の敷地借り上げ料や周辺の交通量が多いことなどの課題があります。

このような中、近隣事業者側から増築計画があり、こども館の移転、土地の取得を含めた町側との協議することについての提案が行われました。町としましても、今後こども館の老朽化がますます進むことや、敷地借り上げ料の財政負担、安全で安心して利用できる子育て支援拠点施設として適切な場所への移転を検討していく中で、未利用地の町有地を候補地の一つとして考えている状況であり、議員が言われたように移転先が決定しているわけではありません。

御指摘のとおり令和2年度当初予算には、近隣市町の同規模施設を参考に設計費用と調査費用を含めた設計委託料として316万8,000円を計上し、本議会に提案させていただいております。このたびは明記の仕方が不十分で、誤解を招くような記載をいたしまして誠に申し訳ございませんでした。

なお、施設の概要基本方針については、まだ白紙の状態でありますので、今後、直接こども館に出向き、子育てサロンなどの行事に参加してみえる子育て世代の方々から御意見を聞かせていただき、また子ども館運営協議会委員など、関係機関や議員の皆様方の御指導を頂きたいと考えております。

併せて他市町の先進地への視察をさせていただき、皆様のニーズに応えることができるよう、さらには将来にわたり、より子育て支援が充実していくよう施設の複合化も視野に入れながら、長期的な視点で基本方針を作成していきたいと考えております。以上であります。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 私からは、2番目の御質問、学習支援についての2つの御質問にお答えいたします。

まず初めに、中学生の通級教室についてお答えをいたします。

通級指導教室とは、通常の学級に在籍している障害のある児童・生徒に対して、各教科等の大部分の授業は通常の学級で行い、一部の授業について当該の児童・生徒の障害に応じた個別の指導を通級指導教室で行う指導形態をいいます。

通級による指導の対象となる児童・生徒は、言語障害のある児童・生徒や自閉症、情緒障害、注意欠陥多動性障害、学習障害のある児童・生徒でございます。ここでは、障害による学習上、または生活上の困難の改善、または克服を目的とする指導を行うこととされておりまして、学習支援を行うことを目的とはしておりません。

通常、通級指導教室での指導は、早期から始めることが効果的であると言われております。そのため、いずれ社会に出て生きていくことを考え、小学校卒業時までには生活上の困難の改善を目指し、中学校では通級指導教室を利用せず、これまで改善してきた成果を試す、確認することを目標とする児童も多くいます。

県内中学校において通級指導教室の設置率は18%、現在では33教室程度であるにもかかわらず、小学校の設置率は63%となっております。

これまで教育委員会といたしましては、児童・生徒及び保護者のニーズを尊重しながら、計画的に従来から笠松小学校言語通級指導教室、LD・ADHD等通級指導教室の2教室に加え、本年度は下羽栗小学校に、令和2年度は松枝小学校にLD・ADHD等通級指導教室を1教室ずつ開設するところでございます。

この通級指導教室は、公立の小学校・中学校及び義務教育諸学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等の数の基準の改正により、言ってみれば教職員の定数の法律でございますが、該当児童・生徒13名につき教員1人を配置する、こういった目安が設けられております。本年度笠松中学校から笠松小学校に設置されたLD・ADHD等通級指導教室に週1回程度の指導を受けるために通っている生徒は4名でございます。来年度は11名が希望しております。

一方、通級指導教室利用児童は本年度58名、来年度は63名が利用を希望しています。小学生児童の需要が高い状況にございまして、教育委員会としては、まず各小学校に通級指導教室を設置する計画を持ち、岐阜県教育委員会に要望し実現したところでございます。

来年度はLD・ADHD等通級指導教室利用児童・生徒数は、松枝小学校が19名、下羽栗小学校が17名、笠松小学校が小学生10名、中学生11名の21名を予定しております。笠松小学校LD・ADHD等通級指導教室利用児童・利用生徒ともに、先ほど述べた目安に達しておらず、児童の負担や議員も御承知のとおり、環境変化への適応に苦手意識が強い継続利用児童への配慮、さきにも述べたとおり早期からの指導が効果的であることを踏まえ、議員御指摘のとおり中学生に負担をかけることになっておりますが、今後、通級指導教室利用希望児童・生徒数の推移を見ながら通級指導教室の新設等を検討してまいります。

2番目に、個別の学習支援の在り方についてお答えをいたします。

先ほどお話しになりました岐阜市とか各務原市、これは中学校に来年度からそういった対応の教員を配置するという話でございまして、羽島郡では、町費非常勤講師である教員免許状を持った学習支援員、各小学校の2倍に当たる8人を笠松中学校に配置していただいております。学級担任や教科担任と打ち合わせながら、支援を必要としている生徒の学習や生活に寄り添っていただいているところでございます。

笠松中学校の学習支援員の方々は先手先手を打って手を出したり、口を出したりするのではなくて、生徒からの支援の求めがあったり、困っている様子を見たりして支援をされている点がすごいと思っています。中学生になると自我が確立し始め、プライドを持つようになります。そのプライドを傷つけず、必要な支援をし、できる限り1人でやらせようとするのは、さきに述べた通級指導教室での学習上、または生活上の困難の改善、または克服を目指すところと相通ずるものがございまして。障害の有無に関わらず、自立を促すことが中学校の支援には不可欠だと考えています。

教育委員会、各学校といたしましては、どの児童・生徒も学力を身につけるためには、日々の授業や指導、援助の充実が最も大切で有効だと考え、教職員がお互いの授業を見合っただけでアドバイスをし合ったり、講師を招いて研修を受けたりして授業改善に取り組んでいるところでございます。また、家庭学習の内容を工夫し、見届けをしたり、日課の中にドリル学習の時間を設けたりして基礎学力の定着にも尽力しているところでございます。中学校では定期考査を前に希望者を募り、勉強会を設け、補充的な学習を実施しています。

平成29年度社会教育法改正によりまして、地域学校協働活動が位置づけられました。同時に地域住民、その他の関係者が学校と協働して行うための機会を提供する事業を実施する場合は、地域住民の積極的な参加を得て、円滑かつ効率的に実施されるよう体制を整備することを位置づけました。令和2年度から委嘱します地域学校協働活動推進員、来年度予算で今お願いして

いるところでございます。

議員御指摘の、例えば各務原市教育委員会が実施しているような放課後等の補充学習などの近隣市町の取り組む状況等を研究してまいり、検討してまいります。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 御丁寧な御答弁をどうもありがとうございました。

まず、こども館の再質問のほうからさせていただきます。

先ほど言ったように、今こども館の役割というのは、僕が子供のときのように子供自身が遊ぶ場ではなくて、お母さん方の横のつながりを持つ場にも大きく貢献している、いわゆる公園デビュー的な役割というのが非常に大きいのではないかなあというふうに思っております。

特に笠松町出身ではないお母さんなどが来られて、娘さんが結婚してこちらへ来られて家庭を持って、核家族として子供が生まれるとなかなか横のつながりができないという中で、あそこに行って本当にお子さんをはいはいできるような状況の中で、お母さん方が下に座ってLINEの交換ができるような、そういう場所というのは、笠松町においてほかにないわけですね。実際にピヨピヨひろばでしたか、ああいうのを見に行くと、その状況が本当に手に取るように分かります。お母さん方が安心してこの笠松に住んでいただくためには、とても重要な施設だと私は考えておりますので、先ほど言っていましたように、そういう方のそういうことも含んで、例えば私が前の平成30年度第4回定例会の質問で行ったような、可児市のマーノのような総合的な子育て支援・母子支援ができるようなものも視野に入れることは可能ですか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 子育て支援というのは、当町にとっても将来的に人口減少に備える意味でも非常に重要でありますし、子育て、また子供を巡る環境というのは、やはり時代とともに大きく変わっていると思います。私も3人の子供がおりますが、この20年ぐらいの前の子育てと今の子育て環境、また親御さんの考え方も大きく変わってきておりますし、子供自身の性質というのも変化しているのではないかと思っております。

先ほど議員が言われましたようにコミュニケーション、特に横の連携は非常に重要だと思います。と申しますのは、私も以前、子供の虐待とか、あるいはネグレクトのそういった講演を聞きに行ったことがあるんですが、その背景には特にお母さんの孤立が大きく影響している。それによって鬱になって、その矛先が子供さんに向けられる。そういった意味におきましては、いろいろ現場のお母さんたち、そして子供自身も含めた意見を聞きながら、議員が言われたように幅広い子育ての拠点、活用していただけるような施設を目指していくべきではないかと思っております。

[4番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

予算の制約とか、いろいろ大変だとは思いますが、できればそういう方向に進んでいっていただきたいなあというふうに心からお願いを申し上げておきます。

不思議なことに昭和43年からあるのにもかかわらず、70年代、80年代の町勢要覧を見ると何も触れられていないですね、児童館のことが、不思議なことに。母子関係のことについても、定期健診をやっています。それはお子さんの成長が著しいので、お母さん方にもっともっと詳しく子供のことを知ってほしいのというような書き方がしてあって、行政文書で「お母さん」と書き切っているのが時代をすごく感じるなあというふうに思った次第であります。

なので、母子といいながらも、もちろんお母さんしか子供は産めないで母子なんです、家族を含めた全体の拠点として整備していただけるようお願いを申し上げます。

それともう一つ、今こども館の運営というのは、地域振興公社に任されておるわけですね。単純にこども館機能だけであれば、地域振興公社にまた委託ということも考えられますが、その他の総合的なものを考えた場合には、どのようにお考えがお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 私の一つの好きな言葉に、組織は戦略に従うという言葉があります。つまり基本方針、あるいは今後のどういう活用をするかというものを見極めながら、やっぱり柔軟にお任せする。今の状況でいいのか、あるいはNPOとか、またうちの職員がどこまで関わっていくか。これは皆様の意見を聞いた上で考えていかなきゃいけない。最初にこれがこういうふうな人たちにお任せする、あるいは従前のやり方でいい、それではなく、全くのフリーの白紙の状態、一番その施設が効率的に活用でき、なおかつ利用者の方々に満足を頂けるような、そういう運営方式というのもこれから調査研究していきたいと思います。皆様方からこういうやり方はどうやとか、あるいは先進地ではこんな活動をしているよとか、そういった情報がありましたら、また我々にいろいろ教えていただければ、皆さんと知恵を絞って少しでもよい施設にしていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

それでは、そういうふうにお子さんや御家族の方を一番に考えた施設運営になっていくことを切に要望を申し上げます。

この移転について、現在のところ地域振興公社にはどのような説明をされて、どのようなことをおっしゃっているのかお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 説明したようにまだ全く白紙の状態ですので、これから振興公社のほうにもいろいろ話をしていきたいなと思っています。今回初めてこういった場に出たわけですので、これからいろいろ話を進めていきたいと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 当然、振興公社の御意見も伺っていただけたらと思っています。

最後に一つ確認なんですが、事業者のほうから先に要望が出たということによろしいでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 後先ではなく、要望ではなく、こういった今話があるよというふうに事業者のほうから報告がありました。その協議の中で、こちらのほうも、もし仮に施設が増築されると、交通安全上の問題はもちろんのこと、不特定多数の方が出入りされる防犯上の問題もありますし、議員も御承知のように、かねてから児童館の移転というのは大きな課題でありました。そういうふうな両者のタイミングがそこでちょうど合ったと。そういった中で話が具体的に進んできたということが経緯でありまして、どちらが要望ということではないと私は解しております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

その点は、もうこれ以上は追求はしません。

それで、今先ほど予算書に対する表記の方法についてという答弁が町長からありました。これは設計委託料ではなく、調査研究設計委託料ということだという答弁だったんですが、この部分の一文を訂正する気はありませんか。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 主要事務事業の説明書、あれはあくまでも参考資料です。この休憩中に訂正させていただきたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いします。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

いろいろと細かいことを言うようで申し訳ないんですが、ぜひ対応をお願いいたします。

それでは、学習支援のほうに移らせていただきます。

教育長も御丁寧な答弁を頂きまして、本当にありがとうございます。

長いこと教育にも関わらせていただいておりますけれども、今回のような質問に至ったのに

は経緯があります。発達障害の親の会「そらいろパレット」というのが笠松町にはあります。その創設時から関わってこさせていただきましたが、一昨年、笠松町や二町教育委員会の発達障害児への対応についてのお話をそこでさせていただきました。

今年1月、LDのお子さんとその保護者との懇談会にも参加させていただきました。そこで保護者の方の苦悩をお聞きする機会を頂きました。人ごととは思えず、その解決策を様々考えている中でこのような質問に至ったというわけでありました。

なかなか一人一人のお子さんに対して十分な支援を、行政や教育委員会が全て行うというのはなかなか難しいということは皆さん方本人も十分御存じであります。しかし、そういうお母さん方の中で話が出てきたのが、自分たちで例えば教育学部の特別支援を学んでいるお子さんたちを家庭教育なり、家庭教師なり何なりということで共同することはできないだろうかということを考えました。それで、先日、28日の金曜日でしたか、岐阜大学教育学部村瀬教授のところまで門をたたいて御意見を伺いに行っていました。

実際のところ1時間半ぐらいですかね。本当に熱い話合いができたんですけども、具体的になかなか一個人というか、そういう団体が学生さんを受け入れてというのはかなり難しい、ハードルが高いということが分かりました。そこで、何とかお母さん方が少しでも安心感を持ってもらえるようなことはできないだろうかということでも話合いを進めました。

そこで、私は以前からDO-I T J a p a nという東大の先端研がやっていることを随分御紹介をしておりました。つまりLDであったり、情緒系の不安定な子たちの学習にICT機器を使っていかに支えていくかということの研究されているところであります。たまたまこの村瀬教授も発達障害の克服にICT機器を利用して克服しようという研究をされている方でした。

この3月にタブレットを使った親子教室を、要するに合理的配慮を求めて学校にタブレットを持ち込んでいいですかとは言ったものの、お子さんが使えないのでは意味がないので、まずはお子さんやお母さんが自分たちに合ったタブレットの使い方を勉強してもらおうという会を実は3月にやる予定をしておられたようです。ところが、今回のコロナウイルスの問題で中止になってしまいました。

そこで話が出たんですけども、そういうものの講座をそらいろパレットさんが主体となって、まず小さな会から開いて、そして行く行くはそこで覚えたお子さんが次のお子さんを指導するというような形をやってはどうかという話が出ました。

これは先に覚えたお子さん方の達成感やお母さん方の安心感、そして学校に対して合理的配慮を求めていく上での一つの礎になるのではないかなあということで、教授の側からも、お母さん側からもお互いにウィン・ウィンだねという話にまとまりました。ぜひとも教育委員会や笠松町においては、こういった取組について積極的に支援をしていただきたいと思います。

お考えをお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） ありがとうございます。

子供たちが安心を持って進学できる体制を整えるということは、私どもの大きな使命だと思っています。そういうことで、ほかの市町がやっている放課後ではなくて、日常の学校の教育活動で子供たちを支援する。そして自立を促していくという指導が私どもが一番大事だと考えまして、学習支援員を8名中学校に配置しております。

その8名は、国語、数学、英語の免許状を持った支援員でございます。その支援員たちが学習上の困難を抱えている子供たちを見つけては、または向こうから要請があったときには、行って答えを教えるのではなくて、考え方を教えたり、それから考えの進め方を教えたりして、一人一人の自立に向ける支援というのを、私が実際に授業を見させていただいても、きちんとさせていただいております。

これが、まず言ってみれば、通級指導教室で小学校から学んで中学校へ来た子供たちに一番有効な配慮だというふうに思っています。この配慮が高等学校の入学試験の準備のときに有効であるかどうかということにつきましては、2年ほど前にも高等学校の入学試験に関わって、読みの苦手なお子さんがいらしゃったときに、県の教育委員会と打合せをして、入試場の手配まで加えていただく、そういう準備をしたところでございます。結局はかないませんでしたけれども、そうやって私どもの教育委員会は、中学生が安心して高等学校を受験できる体制を整えているところでございます。

もう一つ、今お世話いただいております小学校の教科書、このデジタル版というのができまして、この指導書には読みの苦手な子であったり、書くことの苦手なお子さんの読み上げ機能というのもついておりまして、これが来年度からは小学校、お世話いただくとすれば、予算的に認めていただければ再来年度中学校に導入できて、日常の授業の中で自分がタブレット端末の中で読みの機能を生かして活用できる、そういった手配は十分できるというふうに思っています。

したがいまして、そういった配慮の上でさらに、例えばDO-I T J a p a nで整えてくださっているような機能を子供たちの放課後に活用したいという願いがあれば、それは私たちが止めるところではありませんし、そうやっていただければ一層子供の自立につながると、そういうふうに認識しています。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今、議員の言われた学習支援とかそういった問題、私自身まだまだ不勉強な面がありますから、これからいろいろな場面で勉強するとともに、また機会があれば当事者の保護者の方ともいろいろお話を伺えたらいいと思います。

こうした中、今教育長も答弁しましたように、幾つかのハードルがあると思いますが、笠松町としても、できることは何かということをもとに考え、教育委員会や、そして学校側、現場の先生ともしっかりと連携しながら検討してまいりたいと思っております。

[4番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 御丁寧な御答弁、ありがとうございました。

多分そういう方向で進んでいくと思います。これは、笠松町におけるそういったお子さん方の民間での取組の一つの方向性を出していき、それから未来に対して非常に明るい方向に行くのではないかなあとしますので、ぜひとも福祉を含めて前向きな御支援をよろしく願いいたします。

あとは、全体的にこども館のこともそうですし、今回の学習支援のこともそうです。教育長にはぜひそういう支援員がいて、それだけの規模を二町教育委員会としては笠松中学校で行っているという説明を、お母さん方に教育長の熱弁をぜひ伝えていただきたいなあと。なかなか何をやっているか分からない。小学生のお母さん方にとって、中学校というのはやっぱり不安だらけの、例えば初めてお子さんですと、どういうふうに門をたたいていいのか、自分が関わっていいのかというのが分からない中での話になってきます。ぜひともそういう説明をする場をもし設定していただけたら、こちらで設定した場合は来ていただいたり、両方ですけれども、ぜひともそういう取組を二町教育委員会にはお願いをしたいと思います、よろしいでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 一番手っ取り早い方法は、学校の校長先生からそういったお子さんに対して今具体的にどういう指導を行っているかということをお案内いただき、実際に見ていただくことだと私は思っています。

先ほど御説明をさせていただきましたように、来年度から地域学校協働推進員という地域と学校をつなぐ役割の人を設置することにしています。この人は羽島郡内の教員として長く勤務していただいている、地域をよく知っている方々を委嘱するつもりでおります。したがって、そういった団体とのつながりで、例えば寺子屋を放課後にやるとか、そういう形の支援をするというような、そういったつながりの役割もその人の役割として与えられていますので、その人の活動が一層うまく動くためにも、そういった事業については紹介してまいりたいと思っております。

[4番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございました。

システムをつくっていくということは、これから先長い笠松の子供たちのことを考えたときにはとても大事なことだと思っています。私自身、子供たちは未来からの手紙だというふうに思っています。子供たちは未来をつくっていくので、今その子たちをどう育てるかによって笠松の未来はというのは当然決まってくるのではないかとこのように思っていますので、ぜひとも教育委員会、行政当局としても前向きに対応していただきますようお願いを申し上げます。

こども館についても、学習支援についてもそうなのですが、子供というのはどんどん成長していくんですね。小学校1年生に入れば6年たてば基本的には中学校に行きます。中学校へ入れば、基本的には3年後には中学校を卒業してしまいます。調査・研究している間に、もう既にそこにはいないんですね。大人の場合は、僕も20年議員をさせていただいていますけれども、20年たってもそこにいるということはよくよくあることです。ですが、子供の場合は20年後には必ずそこにはいないんですね。もう既に社会という何の保護もない社会に放り出されてしまうわけなんですね。そうすると、そのタイミングを逃すと、もう次の世代の子はできても、その子はもう知らない間に出ていっちゃっているということになってしまいます。

なので、ぜひとも遅滞なく、できる限り支援の幅を広げていただいて社会へ送り出していくというのも教育行政の仕事ではないかと思いますが、その点の認識だけ確認させてください。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） お話はよく分かります。十分心して動きたいと思っていますが、先ほどから何度もお話ししておりますように、そういったお子さんに大切なことは、手を差し伸べることに加えて、自立の援助をどのようにするかということが、その手を差し伸べること以上に重要な課題だと思っています。学校の生活の中に、子供たち一人一人が自分の個性をきちんと身につけ、それを自信にして育ってくれていくような、そういった手配に努力していくつもりでございます。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほど教育長さんの答弁と同じように、やはりこういった問題というのはオーダーメイドで考えていかなきゃいけない部分がたくさんあると思います。このあたりはしっかりと教育委員会や、そして学校当局とも連携しながら、何よりも保護者の方、お子さんが安心して学校生活、またふだんの学習に臨めるような、そういった対応を検討していきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 教育長、町長、どうも御丁寧な前向きな御答弁をありがとうございました。

これで、多分ここに傍聴に来ておられたとすれば、安心できる内容になったと思います。な

かなか行政の内容は一般の方には分かりにくいかもしれませんが、とても踏み込んだ内容をおっしゃっていただいたというふうに私は感じております。ですので、私たちもそういう方の支援を一生懸命しながら、笠松町の未来のために働いていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、11時まで休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

では、一般質問を続けさせていただきます。

長野議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

まず1つ目は、加齢性難聴者の補聴器購入助成についてです。

加齢による難聴者の補聴器購入助成についてですが、70歳代の男性の23.7%、女性では10.6%、80歳代では男性は36.5%、女性は28.8%の人が難聴者と言われているそうです。

原因は動脈硬化による血流障害が原因とされておりますが、さらにストレス、睡眠不足、騒音、運動不足などが上げられています。

難聴になりますと、家族や友人との会話が少なくなり、会合や外出の機会が減り、人とのコミュニケーションが減り、さらに認知機能の低下が早くなると言われます。また、高齢者のひきこもりの要因の一つとも言われています。

現在、難聴者の14.4%しか補聴器をつけていないということです。その理由の一つが補聴器の価格で、3万円くらいから30万円以上のものがあるということです。高齢者の多くは年金暮らしでは買えないと言われます。欧米で難聴を医療のカテゴリーとして捉え、補助制度があります。

日本共産党は国会でも補助制度を求めています。厚労省の審議官の答弁は、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防効果を検証するための研究を推進すると前向きな答弁です。麻生太郎財務相は、やらなければならない必要な問題と述べられております。

国に補聴器購入費用の助成を求めることの必要について、町長のお考えをお尋ねします。また、町独自の助成制度についてのお考えをお尋ねします。

2つ目に、国民健康保険についてです。

横浜市では、2017年に国民健康保険の資格証明書の発行ゼロに続いて、昨年、2019年の8月

には短期保険証の発行がゼロになったとありました。

資格証明書や短期保険証の発行は、国保税の滞納者への国が決めた制度だと私は思っていたが、患者が持つ医療を受ける権利、受療権を侵害し、滞納者へのペナルティーは社会保障の原則に反するものだと問題にされており、横浜市ではその観点で取り組まれ続けてきたそうです。

国保の資格証、短期保険証を発行して接触の機会を増やしたからといって、保険料を払えるような事情のない家庭に胸を痛められながらも分割払いの約束を取り、短期証を発行したりされているのが実情ではないかと思います。

こんな横浜のような思い切ったことが実現できたのは、国会での質疑がきっかけだったそうです。2008年11月17日の参議院決算委員会での共産党議員の質問に対し、厚労省の保険局長は、1年間滞納したからといって、滞納者の特別な事情を確認することなく資格証明書を発行することは想定していないという答弁に基づいての厚労省からの通達や事務連絡により、横浜市では見直しをされ、このような対応になったということです。

滞納処分については、きちんと払える資力のある方には保険料をしっかりと払ってもらうことは当然ですので、しっかり徴収していただきたいと思います。

そこで、患者が持つ医療を受ける権利と滞納者への社会保障の原則に立つ立場で事業を進めることについて、町長のお考えをお尋ねします。また、今年度での資格証明書と短期保険証の発行世帯と人数、滞納処分の取組はどのようであるのかお尋ねします。

3つ目ですが、学校給食についてです。

学校給食費は、平成29年4月から小学校、月4,320円から4,600円に、1食当たりでしますと262円、中学校は4,930円から5,300円、毎月のことですけれど、1食当たりは298円となりました。多子世帯の負担は大変だと親御さんからも聞いていますが、多子世帯への助成ができないかと考えます。町長さんのお考えをお尋ねします。

小学生、中学生での3人以上のお子さんのいらっしゃる家庭はどのくらいあるのかとお尋ねしましたところ、3人の子供の世帯は52世帯、4人の子供の世帯は3世帯だそうです。そのほか幼児についても教えていただきたいと思います。

次に、福祉医療についてです。

岐阜県では一番に実施した子供の医療費の中学生までの無料化は、今日では全県下の21市21町村が実施し、現在では高校生までの自治体も15市町になっています。

高校生まで進めることについてのお考えはないのか、まず町長にお尋ねします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 長野議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 長野議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず、補聴器購入への公的助成について、町独自の助成制度、国へ購入費用の助成を求めることについての2点のお尋ねでございますが、最初に当町における地域福祉、特に高齢者福祉における考え方を示させていただきたいと思えます。

現在、当町の地域課題といたしましては、年齢を問わず地域との関わりの希薄化、地域活動への参加者の固定化、高齢化などがあり、このような中、「共に生き 支え合い 認め合う 「みんなでつくる 自分らしく輝ける福祉のまち」」という基本理念の下、第3期笠松町地域福祉計画、第2期笠松町地域福祉活動計画を笠松町、笠松町社会福祉協議会と共に一体的に策定しました。

この計画の中で、高齢者の地域活動への参加促進、サロン活動の促進・充実、高齢者等の見守り活動の推進など、高齢者の方々が地域社会の中でできる限り健康を維持しながら元気に暮らしていただけるよう、限られた財源の中で事業展開を進めていきたいと考えております。

しかしながら、誰もが体の老化については避けられないことであり、聴覚や視覚などの老化により地域社会から遠ざかることがあり得ることは認識しておりますが、まずは高齢者をはじめ、誰もが安心して暮らしていける地域共生社会の構築を目指していきたいと考えております。

議員お尋ねの加齢性難聴者に対する町独自の補聴器購入助成については、今のところ考えておりませんが、今後国への要望も含め、国・県や近隣市町の動向を注視しながら検討していきたいと考えております。

続きまして、国民健康保険資格証明書及び短期保険証の発行についてお答えいたします。

厚生労働省の通知で示されている資格証明書の運用についての基本的な考え方において、資格証明書は保険税を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険税を滞納している方について、納付相談の機会を確保するためのものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うことになっております。

当町では、資格証明書、短期被保険者証の交付に当たっては、3か月ごとに6期以上、または20万円以上保険税を滞納している世帯を対象に、税務課収納担当と連携し納付相談を行っております。この納付相談において、特別な事情の有無を確認するとともに、分割での納付状況や今後の納付見込み等により短期被保険者証を交付していますが、納付相談に応じただけでない世帯には、その世帯の状況が不明であることから、やむを得ず資格証明書を交付することとしております。

令和元年12月末時点で、資格証明書を49世帯62人、短期被保険証を139世帯254人に交付しております。また、資格証明書の交付に際しましては、厚生労働省通知の留意点を踏まえ、高校生世代以下の子供への短期被保険証の交付を実施するなど、適切な対応を行っているところであります。

社会保障制度にも様々なものがありますが、病気やけがに備える医療保険はそのリスクに備え、あらかじめお金を出し合い、実際にリスクに遭遇した人に必要なサービスを支給する仕組みであると認識しております。

そのことから、被保険者間の公平性を確保する上でも、資格証明書等の交付は必要なものと考えており、引き続き定期的な納付相談を実施し、被保険者の皆様の状況把握を行い、必要に応じて生活保護の担当窓口と連携するなど、きめ細やかな対応に努めるとともに、国民健康保険財政の安定的な運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、今年度の滞納処分状況については、令和元年12月末現在であります。13人、合計407万7,330円の差押えを実施しているところであります。

続きまして、学校給食多子世帯への助成についてお答えします。

現在、岐阜県内の11の市町村において、学校給食費の無償化や3人以上養育している保護者に対して助成するなど様々な方法により、少子化対策や子育て支援を目的とした助成を行っておりますが、当町は特色ある教育を推進しており、そのような財政的支援ではなく、食育を充実させるために、児童・生徒が食について学ぶことに関心が持てるよう、毎日の給食を楽しみにしてもらえるようなメニューと、おいしく食べられるような工夫を凝らした給食の提供により、生涯にわたって心身ともに健康な身体を育成することで子育て支援をしてまいりたいと考えております。

次に、3人以上お子さんの見える家庭についてですが、町内の保育所、保育園、双葉幼稚園において、副食費が免除となっている3人以上の子供がいる家庭につきましては21世帯であります。また、来年度笠松町内の小学校に通う予定の児童・生徒が3人いる家庭は52世帯、4人いる家庭は3世帯であります。

続きまして、高校卒業までを福祉医療の助成対象とすることについての答弁をさせていただきます。

子供を対象とした福祉医療費の助成は、子供の健康保持・増進を図るとともに、子育て家庭への経済的支援を行い、子育てしやすい環境づくりをする目的で実施しており、現在の15歳まで入院・外来の医療費を無料化することにより、一定の成果を上げているものと考えております。

子供の医療費の助成対象を18歳まで引き上げた場合、中学生年代に対する助成額と同様の金額が必要となると仮定しますと、約1,800万円から2,000万円の増額が見込まれます。医療費助成の年齢拡大は子育て世代のニーズの一つであると認識しておりますが、多様化する子育て支援のニーズに対し、限られた財源の中で質の高い子育て支援事業を進めていくためには、より効果の高い事業を優先的に実施する必要があります。18歳までの医療の助成については、現時点では難しいと考えております。以上であります。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） それでは、補聴器の関係からお願いしたいと思います。

まず、町長さんが認められるように、本当に高齢者が地域に参加し、また皆さんと共に活動ができていくことはとても貴重なことだと思うし、そうした積極性を育てていくよう努力をしなければならぬとは思いますが、やっぱり耳が遠くなると、お話ししましたように、消極的になるんですね。例えば目につきましては白内障の手術などは保険適用されるようになってきておりますね。だから、町の財政として無理な分は、ぜひとも国に向かっていろいろの機会に要望をしていくことも大切だと思っておりますが、その点についてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） これから日本は超高齢化社会に入っていきます。100歳まで生きるのではないかと、そういうふうに言われておまして、非常に老後が長くなっていきます。そうした中、老いと向き合っていくそういった人生観、あるいは社会の変容というのは不可欠だと思いますし、私自身もいずれ通る道であると思っております。

こうした中、議員がおっしゃるように、やはり安らぎと生きがいのある老後の生活、それをどのようにしていくか、こういった対応も非常に重要だと思いますので、これからそういう機会がありましたらしっかりと要望等を伝えていきたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 高齢者の現状で耳が遠くなった、先ほど何%というのは国の調査の結果で出てきた数字だと思いますけれど、町としても必要の度合いだと思います。つけている人たちに聞きますと、なかなか1つで定まらない、加齢に従って強度がとっていいのかわかりませんが、違って来るし、私たちの耳は今自分で音の受け取り方を調節していると思うんですけど、器械は全ての音をどうも吸収していくということで大変使いにくいという問題もあるそうです。

それから、90になる方が左と右と違うのをされていて、耳鳴りがするほうは専門のお医者さんがあって、そこに調整してもらってそれぞれで便利に聞きやすくなっているという話をされたんですね。

だから、強い要望をしていかないとなかなか進まない。子供さんが、先ほど川島議員が言われるように、こちらが研究しておる間に卒業していってしまうような、高齢者は年とともに命も衰えていきますけれども、現状でも日進月歩の部分も補聴器にはあるのではないかなと思えるんです。笠松町のような財政のところでこういう要望ばかりしても、なかなか難しいというこ

とははっきりしておりますので、やっぱり国がそういう高齢者の困っていることを考えて、まずやっていただけるようになることが、本当に今心して高齢者に向かって優しくしていく一つの方法だと思います。ぜひ考えながら要望していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、国民健康保険についてですけれども、笠松町ではありませんが、あるところではもう自殺をしてしまいたいぐらいであった。町のトイレで首をつろうかしらんと思ったという国保の滞納者の方で、責められて、人間として悲しい、否定されるような指導があってということを知りました。今回の横浜市を見て思ったのは、やはり医療を受ける権利と同時に、考えてみればお金が十分収入がない中で国保税を納めよ納めよと言っても、現状の暮らしが一番肝腎なことだろうと思うんですね。かつてこうした相談の中で多重債務の方を見つけていただき、その指導の下で救われていった方があったと思いますが、考えてみますと、ある意味で脅しではないかと思うんですね。資格証明書にしても、それから短期保険証にしても。かかるときはかからなきゃならない、そういうことの中身とすれば矛盾ではないかと思います。もう少し私も横浜市を取組も研究しなければいけないのではないかと思うんです。まず住民の権利として医療を受ける権利、それから病気になってかかるということは社会保障の一つ。この皆保険という制度というのは、とても外国にはない、アメリカなどでは、まだこうした皆保険がなくいろいろな論争が起こっているようですが、日本においてはすごいことだと思うんですね。けれども、本当に一番生活条件の悪い者たちのほとんどが国保の加入者になってきている現状の中ですので、なおさらに私は議員としても、この患者の医療を受ける権利、それから社会保障の原則に従って行政の皆さんに進めていただけるようにしていくためにも、私も心しておかなければいけないことだったなあということ、この横浜市で学びましたけれど、その最低線の前提については、町長はどのように思われるかお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員がおっしゃったように、医療を受ける権利というのは、やはりこの人間の基本的な人権に伴うものであり、これは絶対に欠かせないものでありますし、特に最近では格差社会ということで一種の分断のようなどころがあります。そうした中、一方で社会保障の公平性、これから少子高齢化が進んでいくに当たり、社会保障費の増額ということで、これがまた今の状況ですと、将来の子供、孫たちに財政破綻という大きな災いをもたらしかねません。そこら辺りのバランスが非常に難しいところではありますが、一方で横浜市のように300万人のような人口の都市と、笠松町のように2万二千数百人の小さな自治体では、当然やり方とか、あるいは取組の方向性も変わってくると思います。私自身が思っているのは、小さな町だからこそ、個々の事情にしっかりと配慮しながら、話を聞きながら、先ほど川島議員にも答弁させていただいたんですが、ケース・バイ・ケースであり、そしてそれに対してはオーダーメイド

でやっていく、言うなれば寄り添うという意味でしっかりとやっていきたいと思ひますし、また一方で悪質な滞納者に対してやはり毅然とした姿勢も持っていかなければいけないのではないかと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） すれすれの線のところですけど、やはり人権という人間の基本ですので。私自身もこれからきちとここのところを踏まえて国保の運営委員だとか運営する議会については離さず頑張っていきたいと思ひます。もちろん小さい町だからこそ相談に乗って、短期保険証が発行されたり、相談されてお約束をされて、来ていらっしゃるんですけども、実際には実情の暮らしは大変な人たちに多いというところだけは前提にしてほしいし、そのためにその経済的な問題がちゃんと相談のときに話せるような体制や姿勢って大事だと思うんですよね。

だから、この人権であることと、それから命の社会保障だということをどうしても離さないでこれから私もいきますが、町長もそのところをきちと踏まえて執行に当たってほしいと思ひますが、どうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 窓口の対応等につきましては、相談の際は、まず相手の立場になって考えて、しっかりと話を聞いて、その中で一方的に法的なものを押しつけるのではなく、そこら辺りでしっかりと歩み寄れるような、そういった相談体制、それはやっぱり職員にもしっかりとこれからも伝えていきたいと思ひますし、私自身もそういった姿勢で努めていきたいと思ひています。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 実は、今朝、新聞にあった中身なんですけど、今回の新型コロナウイルスの感染症に当たって、医療を受けられないで伝染をさせてしまうようなことが起こるのではないかと。要するに保険証がなかったり、医者にかかるのをちゅうちょしたりということが、厚生労働省は2月28日、国民健康保険料の滞納で資格証明書（資格証）を交付された世帯が帰国者・接触者外来を受診した場合、資格証を短期保険証とみなすよう事務連絡を出しましたというふうに言われますように、ここのところが一番大事なところですので、今言われました資格証明書発行をされているところ、それから短期証のところについては御配慮をしていただきたいと思ひますが、どうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 特にコロナ感染につきましては緊急事態ですので、その辺りは臨機応変

に対応していかなければならないと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） いつ来るかは分かりませんので、漏れなくこの人たちにこういう対応をするということを伝えるべきだと思いますが、その点ではどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

まだ厚労省からの通知文を十分把握しておりませんので、またその辺を確認しまして、適切な対応をしたいと思っておりますので、お願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） もちろん厚労省からの通達も大事ですけど、少なくともない方たちには伝えることは必要なことですよね。その点は分かっていますか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今回のコロナだとか、こういう緊急的なものにつきましては、やはり住民の方にできるだけ早く正確にお伝えをしないといけないと思っておりますので、今回のことにつきましても伝えていきたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 特にこれまでに資格証明書だとか短期保険証をもらっている方は、そんなに多い数ではないと思うし、先ほどの例からいきましても、すべきだと思います。というのは一般的な形で言われても、控えめに思ってみえる人のほうが多いんですね。ただできえふだんの病気でもかかるのをセーブしていらっしゃるように思うのでなおさらですが、今回のこのことがあったときはちゃんとかかってねということを経験を直接声をかけてあげていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） 対象の方々へのお伝えの方法ですが、先ほども申し上げましたが、内容のほうはまだ確認ができておりませんので、もう一度内容を確認して、その後、実際どのような方法で実施するのがいいのか検討をして、必ずその対象の方には何らかの形で御案内ができるように努めていきたいと思っておりますが、ちょっとお時間を頂きたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

その次は学校給食の関係ですが、幼児については多子世帯についても給食費の関係も配慮されるというのは予算説明でされたと思うんですが、せめて小・中学生のお子様方にもそうした対応はできないでしょうか。今すぐとは言わなければ、そういう方向で一度どれぐらいかかるものなのか検討していただくことはできないでしょうか、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほども申し上げましたように、まずはその食育という、言うなら給食費の無償化とかそういった流れがあるんですが、私の中では、ほかの市町よりも質の高いものを目指したいと。まずそっちを第一に考えております。そうした中で答弁させていただきましたが、食育ということは非常に重要だと思います。正直申し上げて、そこそこ財政的なものがかかると思います。もちろんそのシミュレーションはいたしますが、今後そういう状況がある程度余裕があった場合は、また検討のメニューの一つに考えていきたいと思いますが、今のところは、まずは笠松町らしい給食、魅力ある給食、それこそ笠松の給食はおいしいからということ以外から来ていただけるような、そういったものを目指すのが、私はこれからのこの笠松町らしい子育てではないかと思っておりますので、その辺り、御理解のほどよろしく願いしたいと思います。

〔10番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 私もその点では大賛成です。

特に笠松のものが使えて、それが外へ向かっての宣伝になるような形で子供さんが喜ばれればいいと思います。

けれども、笠松中の小・中学校の中で子供さんが3人の世帯が52世帯で、4人というのが3世帯ということですね。それからいきましても、この人たちを助けていくにはそれほど費用はかからないと思います。むしろお金がなくて親が払えないところで、おいしく給食を頂くというのは難しいところもありますので、そういう心を育てる意味でも、皆さんと一緒になれるような配慮って大事だと思いますので、その点をぜひ考えていただきたい。全員無償にせよとは今は言える状況でない町政であることも分かっておりますので、取りあえずはその多子世帯だけでも思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） うちも3人子供がおりまして、小学校、中学校のときは給食費が大変だったと思います。

今、議員がおっしゃったように、またこれもひとつ検討させていただきたいと思います。ただ、それによって給食の質を落とすということのないように、こういったものも質を保ちなが

ら、その中で一方でこういう多子世帯への助成というものもまたいろいろバランスを考えながら検討していきたいと思っています。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） どうぞ前向きにお願いいたします。

次に、4つ目の質問に入りたいと思います。

福祉医療の関係ですが、笠松町が岐阜県で初めて中学卒業まで助成を行いまして、それが牽引者の役割を果たし、県下42市町村が実現をし、なお進んでいることはもう御承知だと思います。また一方で県は小学校入学まで、そして国は乳児の分だったと思いますが、ということからいきましても国や県に要望していただければ、その分でもた高校生まで実施できる可能性も起こりますので、ぜひともそういう機会には御要望をお願いし、また議会の皆さんも一緒に高校生まで助成になるために国や県へ御要望をしていただけることを希望しまして、質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

3番 尾関俊治議員。

○3番（尾関俊治君） 議長の許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず初めに、体と心の健康管理についての質問をさせていただきます。

現代社会に生きる私たちは、技術やインフラの発達によって非常に便利な生活を送ることができていますが、その反面、自分で体を動かして様々な作業をする機会が大きく減少いたしました。

その結果、1日の運動量が減少し、多くの人は運動不足に陥り、交通機関や車などの発達のために歩く機会も減り、1日当たりの消費エネルギーが1日の摂取カロリーを下回りやすい状況になってきました。それに加え、身の回りに様々な食べ物があふれ、簡単なおいしい食事が手に入るようになることで摂取カロリーは増える傾向にあります。そのために、常に肥満になりやすい環境が生まれています。さらに最近では、大人だけでなく、子供の肥満傾向も問題になっています。

また、心についても様々なメディアから多様な情報を選ぶことができる一方で、SNSの普及などによって人との間のコミュニケーションの仕方や性質が変わり、そのことでストレスを感じる場面も増えています。

これからは普通に生活をしていても、心身のバランスをよい状態に保つことが難しい社会に生きていることを意識する必要があります。

言うまでもなく、仕事でよい成果を出そうと思ったら、体調や気分も万全な状態で臨むことが大切です。体調が悪かったり気分が優れなかったりすると、集中力や持続力が低下し、ミス

が増えたり思うような結果が出せなかったりします。

仕事がうまくいかなかったことで気分が落ち込み、自信をなくして自己評価が低下してしまうと、次の仕事への前向きな気持ちを持つことが難しくなります。そのような気分が続いていくと、やがて食欲がない、朝起きられない、食欲が湧かないなど、心身に変調を来してしまうことも少なくありません。

このように体と心とは密接につながっています。これからの社会では健康管理も仕事のひとつと捉え、自分でできることに取り組んでいくことが欠かせなくなっていると言えますが、笠松町で町民の心と体の健康の手助けができるといいと私は考えております。

そこで1つ目の質問ですが、町民の体の健康管理について、笠松町として行っていることをお聞かせください。

2つ目の質問ですが、町民の心の健康管理について、笠松町として行っていることをお聞かせください。

3つ目の質問ですが、職員の体と心の健康について行っていることをお聞かせください。

次に、プログラミング教育についての質問をさせていただきます。

コンピューターは今や生活のあらゆる場面で使われ、人々の生活を便利で豊かなものにしており、コンピューターを適切に活用していくには、その仕組みを知って主体的に使える必要があります。

コンピューターは人が命令することによって動作し、その命令をプログラム、プログラムを作ることをプログラミングといいます。プログラミングのスキルはこれからの社会において子供たちがどんな職業に就くとしても極めて重要となります。

そこで、2020年度から全面実施されていく学習指導要領では、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育の狙いは、小学校学習指導要領の中で次のように位置づけられています。

1 番、情報活用能力を構成する資質・能力を育成すること。

2 番、各教科の中で学びをより確実なものとする。

また、情報技術を効果的に活用して課題を解決するために必要な力をプログラミング的思考であるといいます。プログラミング的思考とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいか、記号の組合せをどのように改善していけばいいか、より意図した活動に近づくのかといったことを論理的に考えていく力です。

区分しておきたいのは、プログラミング教育の目的は、子供のプログラミング的思考を養うことであって、プログラミング言語を覚えたり、将来の職業としてのプログラマーを養成するのではないことです。

そこで質問ですが、小学校プログラミング教育の具体的な内容について、教育長の考えをお

聞かせください。

2つ目の質問ですが、小学校プログラミング教育の狙いについて、教育長の考えをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

尾関議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 尾関議員さんの御質問に対する答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、町民の体の健康管理について笠松町として行っていることは何かという御質問でございますが、議員が言われますように、健康管理は町民の皆さんが自ら取り組んでいくものであり、町としましてもその取組の手助けをしていくことが重要であると考えております。

そのため、町では平成26年に策定し、昨年3月に中間評価見直しを行った笠松町健康増進計画に基づき、妊婦から乳幼児、児童、成人、高齢者と全ての町民に対し、それぞれのライフステージに合わせ、母子保健事業、学校保健事業、予防接種等の感染症対策事業、成人・高齢者保健事業、介護予防事業などを実施しております。

事業の内容としましては、1次予防として健康相談、健康教育、2次予防として健康診査やがん検診などを実施し、疾病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげ、町民の皆さんの体の健康管理と健康の保持・増進に努めているところであります。

今後もさらに関係機関や関係団体と連携し、町民が主体的に健康管理に取り組める環境を整備し、町民の予防意識を高め、いつまでも健康に暮らせるよう支援していきたいと考えております。なお、具体的な事業につきましては、担当部長から答弁いたさせます。

続きまして、町民の心の健康管理についての笠松町の取組についてのお尋ねでございますが、心の健康管理につきましては、先ほどもお答えしました笠松町健康増進計画及び昨年3月に策定した笠松町いのち支える自殺対策行動計画に基づき、心の健康管理を支援するため、心の病気や自殺、睡眠に対する正しい知識の普及啓発、ストレス等による心の不調に対する相談や、周り人が心の不調に気づき、相談や医療機関受診等につながる支援体制づくりのための人材育成を行っています。

今後も引き続き専門職による相談を実施し、必要時には医療機関等につないでいくとともに、相談窓口の周知や心の健康に関する知識の普及啓発、ゲートキーパー等の人材育成に努めてい

きたいと考えています。具体的な心の健康づくり事業につきましては、担当部長から答弁いたさせます。

続きまして、職員の体と心の健康管理で行っていることは何かということについての御質問でございますが、職員の健康管理については、毎年健康診断及びストレスチェックを実施し、健康診断の結果に基づく事後指導のほか、健康に不安のある職員や、ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された職員に対して産業医の個別面談を実施するなど職員の健康の保持増進に努めているところであります。

また、労働安全衛生法に基づき、産業医をはじめ衛生管理者、衛生推進者、保健師で組織する衛生委員会においてストレスチェックの結果を基に職員の心理的な負担の原因を職場別で分析し、管理職員と情報を共有することで、各職場におけるメンタルヘルスケアに努めているところであります。

そのほか、産業医による健康をテーマにした講演会の実施や職場巡回を実施し、職員の衛生健康保持に関する知識の向上を図るとともに、各職場における労働環境の改善に取り組んでいるところであります。

私からの答弁は以上になります。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 2番目の御質問、小学校プログラミング教育についての2つの質問にお答えをいたします。

まず1番目、小学校プログラミング教育の具体的な内容についてお答えをいたします。

各小学校においては、学習指導要領に例示されておりまして、かつ来年度から新規採択する教科書にも掲載されている単元におきまして、プログラミング教育を実施していただきたいと考えております。これは、教科での学びをより確実なものにするための学習活動としてプログラミングに取り組むものと位置づけでございます。

具体的には、例えば5年生算数の単元、正多角形をかこうにおいては、正多角形の基本的な性質や円と関連させて、正多角形を作図することができることを学習した後に、プログラミング学習を展開することを想定しています。

正多角形について、辺の長さが全て等しく角の大きさが全て等しい、この正多角形の意味を理解して作図できることをプログラミングを通して確認するとともに、人にとっては難しいけれども、コンピューターであれば今まで描いたことのない正多角形も容易に描けることに気づかせたいと考えるものでございます。

それから、例えば6年生、理科の単元、電気の働きにおいては、電気は作り出したり蓄えたりできること、光、音、熱、運動などに変換できること等について学習した後に、身の回りにはそうした電気の性質や働きを利用した道具があることについての学習としてプログラミング

学習を展開することを想定しています。

身近にある電気の性質や働きを利用した道具について、その働きを目的に合わせて制御したり、電気を効率よく利用したりする工夫がなされていることをプログラミングを通して確認させたいと考えております。

このプログラミング学習に必要な教科書に記載されているものと同じ実験器具を、笠松町には購入いただいているところがございます。教科書に記載されていますプログラミング学習を確実に実施し、プログラミング的な思考を育成しながら教科の学びをより確実なものとするよう努めてまいりたいと考えております。

次に、小学校プログラミング教育の狙いについてでございますが、プログラミングに取り組むことを通して、児童がおのずとプログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得するといったことは考えられますが、それ自体を狙いとしているものではございません。先ほどお答えしましたとおり、学習を展開することが狙いに直結しているものと考えております。

小学校におけるプログラミング教育の狙いは、大まかに申し上げますと、プログラミング的な思考を育むこと、これは先ほど議員がおっしゃったとおりの内容でございます。プログラムの働きやよさ、情報社会やコンピューター等の情報技術によって支えられていることなどに気づくことができるようにするとともに、コンピューター等をうまく活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと。各教科の内容を指導する中で実施し、各教科等での学びをより確実なものにすること。この3つと考えております。

学級の仲間と共に1つのパソコンの画面を見て、ああでもないこうでもない順番を入れ替えたり、新しい命令を加えたり対話しながら試行錯誤し、できた喜びを味わい、次に仲間と共に学んだことを生かしながら自分1人でパソコンの画面に向かい、黙々と取り組み、できた喜びを味わう、そんな学習展開の中で3つの狙いが達成できるものと考えています。

パソコン整備など笠松町には多大な理解と御支援を頂いております。今後とも、笠松町の未来を支える子供たちに御支援を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） それでは私から、町民の体の健康管理と心の健康管理についての具体的な事業についてお答えさせていただきます。

まず、母子保健事業としましては、妊婦検診や妊婦歯科検診、3、4か月児の乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、10か月児のお誕生教室、2歳児ののこにこ教室、マタニティー相談や育児相談、訪問指導など母子に対する切れ目のない支援を実施しております。

保育所や幼稚園、小・中、高校生につきましては、各所属機関において健診等が実施されていますが、町としては小学校5年生の児童に対して生活習慣病予防対策として血液検査を実施しており、各小学校に保健師、栄養士が出向き、栄養、休養、運動の必要性についての講義や

検査結果が要観察・要指導の児童への個別指導を実施しています。

成人保健事業としましては、19歳から39歳の方を対象にフレッシュ健診、40歳、45歳、50歳、55歳の方を対象にはつらつ健診、40歳以上の国民健康保険加入の方を対象に特定健診、75歳以上の方を対象にぎふ・すこやか健診やはしま・さわやか口腔健診を実施しています。

また、がん検診では40歳以上の方に、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診及び20歳以上の方に子宮頸がん検診を実施しています。

健康教育や健康相談としましては、歯周疾患や栄養についての集団健康教育や毎月実施している総合健康相談のほか、医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、運動指導士などによる各種健診後の事後指導教室や病態別の健康相談を実施しています。

介護予防事業としましては、転倒予防や筋力アップのための貯筋くらぶや、認知症予防のためのふれあいひろば、単位老人クラブへの出前講座を実施しています。また、今年度はレクリエーション協会とタイアップし、レクリエーションフェスティバルと羽島郡介護の日フェアを同時開催し、レクリエーションを通じた楽しい健康づくり事業を実施いたしました。今後も関係機関や関係団体と連携、協力しながら健康づくりの事業を進めていきたいと考えております。

続きまして、心の健康管理についての具体的な事業をお答えいたします。

笠松町としましては、社会福祉士による心の相談を毎月1回実施、保健師による電話相談を随時実施しています。また、町の広報やホームページに心の健康や自殺予防に関する情報を掲載し、正しい知識の普及啓発を行うとともに、ひきこもり等の相談窓口の周知も行っています。

特に、産後の心の不安定な時期には、出生届出時に産後鬱予防のためのアドバイス等を記載したリーフレットを配付したり、相談窓口の周知、赤ちゃん訪問や電話相談のときにはゆっくりと時間をかけ、丁寧に対応するなど相談しやすい環境づくりに努めています。さらに令和2年度からは、産後健診や健診の結果、産後に心身の不調や育児不安のある方に助産師等が訪問したり、心身のケアや育児サポート等を行う産後ケア事業を実施したいと考えております。

また、今後社会人となる新成人に対して、ストレス等による心の変化の自己チェックや相談機関等を記載したリーフレットを成人式で配付し、心の健康や自殺予防に関する正しい知識等を伝えています。さらに、悩んでいる人に寄り添い関わりを持つことを通して、孤立、孤独を防ぎ、支援することが重要であることから、民生児童委員、主任児童委員、町内会長、老人クラブ会員、母子保健推進員や要保護児童対策地域協議会委員などを対象に、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材を育成するゲートキーパー養成講座を本年2月に実施しました。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

体と心の健康管理に関して詳しく説明していただき、よく理解ができました。引き続きよろしく願いいたします。

再質問させていただきます。

体と心の健康管理について、講演会というものを年に数回開催して町民に啓発していくということはどうでしょうか。お答えください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 体と心の健康管理についての講演会は、既にMIRAI塾の主催で岐阜薬科大学の元学長であります葛谷先生の健康に関する講演会、私も参加させていただいたことがあります。非常に好評で、改めて町民の関心の高さをうかがわせるということも実感しました。また御承知のように、昨年笠松町の政策アドバイザーに就任していただいた松波総合病院の松波理事長さんの講演会が笠松町の協賛で今月予定されていたんですが、コロナウイルスの関係で延期ということになってしまいまして、非常に残念です。これからもこうした健康についての講演会、民間主催のものを支援したり、あるいは町もいろんな機会を捉えて様々にアプローチしていきたいと思うんですが、心のほうの分野は、どういったものがいいかこれからいろいろ調査研究しながら、体と心のバランスの取れた生活を送っていただくよう町としても支援をしていきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございます。

予算に関しては、羽島郡医師会との委託契約で在宅医療サポートセンター委託というのがあるんですけども、笠松町で約250万円、岐南町で同じ約250万円の金額の予算があります。こういうのを使って、例えば講演会を羽島郡医師会と一緒にすると効率がいいんじゃないかと思えますけれども、そのことに関してはどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） もちろんこういった医療の専門の皆様が集まりであります羽島郡医師会の皆さんともしっかりと連携しながら、あるいは医師会のほうからこういうのはどうかというアドバイスも頂きながら進めていきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） 前向きな答弁ありがとうございます。ぜひ、そういったことをよろしく願いいたします。

それでは、次の再質問ですけれども、たばこを吸っている町民、職員自身の健康のために、また周囲の人を受動喫煙から守るために、禁煙にチャレンジする意識を持たせるということは

できないでしょうか。例えば、先ほどとちよつかぶるかもしれませんが、禁煙・喫煙に関する講演会を行うこととか、禁煙治療の費用を助成するといったようなことがあると思いますけれども、そのことに関してはどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 受動喫煙というのは、確かに日本国のみならず世界的に大きな問題となっておりますし、実際私もたばこを吸いませんので、横でたばこを吸われて煙たいところがあると嫌だなという思いを感じられる方はたくさんいらっしゃると思います。ただ一方で、やはり愛煙家の方の権利というのもあると思うわけであります。

行政側はこういったことを、確かにたばこの害を啓発することは大事なんですけど、決して強制するわけでもなく、たばこを吸われる方は基本的に、大人の方でありますので、そのあたりは自分で判断していただいてたばこをやめると、そういった姿勢が大事ではないかと思います。禁煙の講演は、我々のほうから企画ということは今の段階ではちょっと考えておりませんが、今後、医師会のほうからそういった講演はどうだといった場合は、前向きに検討していきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございます。ぜひ検討のほうをよろしく願いいたします。

禁煙することで、健康面でも仕事面でも必ずよくなりますし、医療費の削減にもなりますし、例えば喫煙されている方は小遣いが削減されるとか、いろいろな面があると思います。

ちょっと耳が痛いというか余計なお世話かもしれませんが、まずは職員からでもいいと思いますので、禁煙にチャレンジしていただけるといいのではないかと私は思います。これは要望としておきます。

次の再質問ですけれども、職員の宿直についてなんですけれども、実は私議員になって1年目にこれを言わせていただきました。同じことを言わせていただきます。

宿直をすることによって、その日は例えば寝られなかったりとか、体調を崩すことが多いと思います。そうすると次の日というのは間違いなく仕事に悪影響で、住民サービスの低下につながるんじゃないかと考えています。私も羽島市の職員時代、宿直を十数年やってきたんですけど、次の日は間違いなく体調が悪くて、仕事が全くできずに大変な記憶しか残っておりません。

正直、宿直に関しては町民の来庁件数がそこまで多いわけではないと思いますので、マニュアルさえしっかりしていれば日々雇用職員、または嘱託員で可能ではないかなと私は思うんですけれども、その点に関してはどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 確かに宿直に関しては、若手の職員を中心に毎日365日やっているわけでありますので、宿直をした職員には非常に疲れる業務だというふうには思っておりますが、一方でやはり常に正規の職員が役場にいるということは、町民の皆さんにとっては非常に安心なことだと思います。

特に今回のようなコロナウイルスや、またあるいは災害がいつ何時起きるか分からない。確かにふだんの業務は、引継ぎ等は囑託、日々雇用の方々で対応できると思いますが、例えば何か万が一発生した場合、これでレスポンスが悪くなってしまって、急を要する場合にはやはり町の職員、特に町民の方とコミュニケーションが取れる人間がおること、それが危機管理の一步でありますし、またそういう宿直をすることによって職員自体の危機管理能力を養うことにもつながってくるのではないかと。

もう一つは、2人ペアでやっているんですね。その中で職員同士がコミュニケーションを取れると、先輩と後輩と。先ほど議員が心の問題、そういう対策といいますか、やはり心というのは我々が講演したり、今言われた、あるいは上司が言うものではなく、その横のつながりというのは非常に重要だと思います。そうした意味におきまして、私こういう宿直というのはまたとない機会、例えばそこで上司の陰口を言ったり、町長の陰口も言うかもしれませんが、そこでいろいろ言い合うことによって心がちょっと落ち着く、これでまた頼りにできる、そういう人間関係をつくるという意味でも私はこれは必ずしもマイナスではないと思っております。世の中では働き方改革でありますので、またこれからいろんな職員の意見も踏まえながら、財政的な問題もいろいろありますし、そういったことも付議しながら考えていきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございます。

なかなか町長は上手ですね。いろんな方法があるんですけども、例えば先ほど言った囑託に任せるといったこともありますし、先ほどお聞きしたペアで組んでコミュニケーションを取る、それも素晴らしいことだと思うんですけども、こういったコミュニケーションはできませんけれども、例えば、1人を職員にして1人は日々雇用の方にする、そういった形にすることも考えられると思いますので、いろいろ検討をさせていただいて考えていけたらなと思っておりますので、ぜひその辺をよろしく願いいたします。

どうしても外に委託すればコストがかかりますけれども、間違いなく職員の仕事の効率は私は上がると思っておりますし、また健康も守れるのではないかなと思います。そういうことで、町民にとってもプラスになるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ検討いただくことを要望としてさせていただきます。

続きまして、小学校プログラミング教育については、教育長さんの説明は本当によく分かりました。

プログラミングは、課題を認識して、細分化して、順序立てて、組み立てて、過不足なく指示しなければなりません。そのプロセスを通じて育まれる論理的な思考を学ぶという点においてもプログラミング教育の必修化には意味があると私は思っております。これまで何のために勉強をするのだろうと漠然と疑問に思っていたことが、実は自分がやりたいことを実現するために必要なだと気づけば、それは主体的な学びへの動機づけになります。加えて、プログラミング教育には教科ごとばらばらに学んできたことを統合して、きちんと利活用する力が育まれるというプラスもあります。これからの小学校のプログラミング教育を、子供たちのために多様な教育の場を提供していただくことをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

8番 安田敏雄議員。

○8番（安田敏雄君） 議長さんからお許しいただきました。その前に、まず今回の新型のウイルスの関係で町当局から、また学校関係で教育長さんにも御説明いただきましてありがとうございました。

この笠松町にはまだまだ感染というようなことはありませんが、今全国的にニュースがどんどん入ってくるようなふうで、我々も感染拡大には気をつけていかなきゃならん、また今かかられた皆さん方にはお見舞い申し上げるとともに、亡くなられた方にはお悔やみを申し上げるところでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回は、前々から感じていた中学生における運動系の部員数、部活動数の減少についてです。特に、最近になって運動系の部員、部活の減少が多く見受けられます。これまでも笠松町においてプールの改修、屋内体育館の改築、テニスコートの整備、運動場、河川敷グラウンドの整備、芝グラウンドの新設と、多くの予算をかけて小・中学生の体力向上、ましてスポーツを通じての人間性の向上と続けてまいられたと思われます。しかし、少子化に伴う小・中学生の減少、スポーツに対して意識の変化、テレビやゲーム、スマートフォンの普及に伴い、運動系部活の加入が少なくなっているのかなあと感じております。

この笠松町においては、今までに多くの先輩たちが国民体育大会や全国大会に出場されたと聞いております。スポーツ、特に運動系の部活経験者は社会人になっても頑張っておられると思います。

最近では、各運動系の部員の皆さんがクラブチームへの加入が特に目をつけてきています。そこで私が思っておったことをまとめて、3つほど質問させていただきます。1つ目として運

動系の部活の今後の見通しについて。学年別の対外試合ができないような現状が2番目。3つ目として、先生方の働き方改革に伴う外部指導者の現在の状況について質問させていただきます。

現在、私も野球連盟のお世話をさせていただいておりますが、野球部を見ても来年度、笠中では3年生が6名、2年生は2名と聞いております。新1年生がどれだけ入部されるか分かりませんが、本当に残念に思っております。これも学校、先生方の問題にするわけにはいきませんが、これ以上、各運動系の部活の減少に歯止めをかけなければならないと思っております。前には、水泳部、ラグビー部、柔道部などあったように思います。また、先生方の働き方改革の中、先生方の負担軽減のため、外部社会人指導者を導入されていますが、現在の効果、問題点などがないかと考えております。

私も、高校の頃から野球を愛して、スポーツを愛してきたわけですが、いつも思っているのは、開拓者の気迫で勉学とスポーツに当たると、いかに勉学とスポーツが大事かということ、今後小学校と中学校の生徒にもしっかりと教えていただきたいと思ひまして、1回目の質問とさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 安田議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 安田議員さんの質問に、運動系の部活について、町のほうの考えについてお答えさせていただきたいと思ひます。

スポーツは個人の心身の健全発達、健康・体力の保持等を目的とするものであり、スポーツに親しむことは健康寿命を延ばすことに寄与するという社会的な意義、便益性があると思ひます。社会体育が提供する幼児期からのスポーツの体験の場としましては、現在までのところ、体育協会が行っておりますファミリーマラソン大会やスキー教室、レクリエーション協会が行っておりますレクリエーションフェスティバル、年長児を対象に行っておりますスポーツの教室ではバドミントンが行われておりまして、バドミントンを通して体を動かすきっかけとなる体験授業を実施しているところであります。

また、こどもわくわく広場ではペタンクや太極拳をはじめ、岐阜聖徳学園大学のサークルでありますかっぱの会によるレクリエーションを行い、異年齢との交流の中でスポーツに親しむ場を提供しているところであります。そのほかに、特色ある教育活動推進事業としましては、小学校5年生を対象に行っております夢先生という授業や、プロスポーツチームの岐阜スウィープスやF C岐阜のホームタウンデーによる一流アスリートとの交流を通して、プロスポーツ選手への憧れやスポーツへの興味・関心を高める場をつくってまいりたいと思ひているところであります。

また、競技性のあるスポーツの場としましては、体育協会において各種の町民大会の実施、

スポーツを通じた地域の絆づくりの機会としましては町民大運動会を行い、幼児期からスポーツに親しむ機会を増やすことでスポーツ人口の増加をこれからも図っていきたいと考えております。以上であります。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 中学校における運動系の部員数及び部活の減少についてお答えをいたします。

まず初めに、運動系部活動の今後の見通しについてでございますが、議員の御指摘のとおり、運動系部活動参加生徒数は年々減少の傾向でございます。

この傾向の原因として考えられるのは、生徒数が減少傾向にあること、かつては部活動全員参加という仕組みを取ってまいりましたけれども、生徒の自主的・自発的な参加により行われるもとされまして、岐阜地区90%の中学校同様、部活動参加は生徒本人及び保護者の希望に基づくものにしたことにもよります。

クラブチームが多く設立されていること、県外クラブチーム参加生徒も増加している現状にあること。クラブチームだけではなくて、ピアノやダンスなど幅広く活動できる場が増加していること。とりわけ、今ダンスの志向というのが非常に高い傾向でございます。小学校からの活動を継続したいと願う生徒・保護者が増えてきたこと。スポーツ少年団に参加する児童が減少し、それに伴い中学校入学を機に新たに運動に取り組もうとする生徒・保護者が減ってきていること。技能向上や記録への挑戦を重視する生徒・保護者、一方では生涯スポーツとして楽しみたい生徒・保護者、それから自分のペースでじっくり取り組みたい生徒・保護者と、運動に求めるニーズも大変多様化した現状にございまして、それぞれのニーズに合った場を求め、そこに参加している現状、様々な要因が重なって現在のような状況に至っていると考えています。

令和元年度の笠松中学校における部活動参加率、加入率はおよそ80%でございまして、そのうちの運動部活動系の加入率はおよそ65%でございます。中学校として、異年齢との交流の中で生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的価値が高いことから、様々な場面で部活動を推奨しているところでございます。しかし、先ほども述べましたとおり、生徒の自主的・自発的な参加により行われるもので、教育課程外の活動であるために、強制はできず、最終的な判断は生徒及び保護者の希望に基づくものとなっております。

岐阜県全体でも、平成27年度は1,688ありました運動系の学校での部活動が、令和元年には1,580まで減少しております。これは、1校当たりの運動系の部活数が9.17から8.88まで減少したことになります。県内多くの中学校が同様の問題に直面し、部活動数を減少させているところでございます。

笠松中学校には現在13の運動系部活動がありまして、できる限り休部や廃部にならないように努力していただき、この10年間運動系部活動数を保ってきていただいているところでございますが、現状、多数の部活動を開設すること自体が難しい状況で、合同チームになっている部活動もございます。

先ほど申し上げましたとおり、笠松中学校としても部活動により多くの生徒が参加するよう、鋭意入部推奨や勧誘をしていただきます。しかし、加入者が集まらず参加者の増加が見込めない場合、保護者会等と協議しながら、部活動数の見直しを図ることもやむを得ない状況にきているんじゃないかと考えています。

なお、水泳や新体操など東海大会に出場した選手もおりましたが、このところ、部活動種目にはありませんけれども、中体連の大会への参加希望があれば、笠松中学校生徒として出場できるよう教員が大会引率をし、機会を保障しているところでございます。

2番目に、学年別の対外試合ができない現状についてでございますけれども、種目を選択し、様々な願いを持って入部した生徒にとって、加入者不足によって練習や試合が十分できないことは本当に苦痛であり、非常に残念な状況であると考えております。全校生徒数が減少し、さらに部活動加入率が減少している中、数多くの部活動を維持することが困難な状況に陥っていることも事実でございます。部活動が活動を維持するために必要な加入者を集めるには、部活動数の見直しを図る必要にも迫られています。

今年度の中体連において、ハンドボール部、このハンドボール部は一昨年女子チームは、県の強化チームとしてあったんですが、男子ハンドボールチームは、この夏の大会で羽島市立の羽島中学校の合同チームとして参加しました。加入者不足を補う方法として合同チームを編成することも一つの方法ですが、この場合、どちらかの中学校のユニフォームに統一しなければならないという規定があったり、合同練習や大会等の参加には保護者の引率が必要であること、それから表彰対象となった場合も、両中学校で例えば1枚の賞状しかもらえないというような複雑な事情があり、さらに常に合同で練習できないことによってなかなか意思疎通や技能向上に難しさがある、そういった課題もございます。保護者会と協議しながら、部活動数の見直しを図るとともに、合同チームという方法も視野に入れて検討していかなければならないと考えています。

3番目に先生方の働き方改革に伴う外部指導者の現状とその状況についてお答えいたします。

今年度11月の中学校の時間外勤務時間は昨年度の11月時間外勤務時間と比べると、およそ10時間の削減となっております。管理職自らが率先して会議や学校行事等の見直しを図ったり、効率のよい勤務を徹して指導した成果だと考えています。もちろん、部活動外部指導者の配置も多く貢献していると考えております。

しかし、この働き方改革につきましては、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する

る特別措置法の一部を改正する法律、いわゆる給特法という法律でございますが、4月1日から施行されることに伴い、法的根拠のある文部科学大臣指針による時間外勤務の上限が明示されることとなります。これと比較すると、これは45時間ということでございますが、さらに15時間ほどの時間外勤務時間を削減しなければなりません。今後とも、ぜひ御支援賜りますようお願いしたいと思っております。

この外部指導者ですが、笠松中学校からの推薦を受け、任命しております。任命後は、二町教育委員会主催の研修会に参加していただき、部活動指導の在り方について学んでいただいております。

働き方改革だけではなくて、専門外の種目であっても部活動を担当しなければならない教員もありまして、この教員にとりましては社会人指導者の方々に技術指導やチームワークの構築、マナーや礼儀指導までいただいていることは大きな負担軽減になっているところでございます。どなたも誠意を持って指導に当たってくださっておりまして、今後とも配置をお願いしたいと考えているところでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） 町長さん、また宮脇教育長さんにも本当に御丁寧に答弁いただきましてありがとうございました。

今回の質問は、ふと思ったことを質問させていただきました。近年この選抜野球、久しぶりに県岐商が春の選抜に出てくるということで、機運もこの岐阜県においても久しぶりに湧くんじゃないかなと思っております。

サッカーとかバスケット、また今日はフクヒロですか、バドミントンの話もありました。そんなふうで、この笠松町においてもすばらしい指導者に来ていただいて、少しでも笠松町の名を売っていただくためには全国大会に出ていけるような人材を育成する。それには、今中学校においてもそうですが、運動系の部活に入る生徒がどんどん減っているような状態ですので、教育委員会と相談なりして、岐阜県下またほかから、すばらしい教員を頼んでいただきたい。前にはサッカーとか水泳、いろんなことで全国大会、または中体連の大会でもいい成績を収められているというようなことですので、そこら辺の指導者を頼んでいただきたい。スポーツを愛することは本当に人間性の向上には欠かせないということを僕は思っておりますので、少しでも笠松町のスポーツの部活にそこら辺の先生方を頼んでいただけるようなことはできないものなのか、お聞きします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほど安田議員さんの質問の中にありましたように、学力とスポーツ、いわゆる文武両立というのは非常に重要なことであると思っております。

笠松町は、ほかの近隣市町のようにいろんな行財政サービスというのが思うようにできないところがあります。逆にそうしたことでなく、学校の質を高めることによってブランド化するという付加価値をつける、そういった意味におきましては、スポーツというのは非常に有効だと思います。もともと笠松町というのは非常にスポーツが盛んなところでありまして、全国大会あるいは世界へ出場する選手、今でも町長室のほうに、表敬にトロフィーやあるいは賞状を持ってこられる小・中学生の方あるいは社会人の方がたくさんいらっしゃいます。これは1つ町の強みでもあり、資産でもあると思います。

そうした点を踏まえますと、議員が言われたように、やはりアマチュアスポーツの場合は指導者が非常に大きな役割を持つと思います。こういった人たちをどうやって招聘して指導していただくか、そこらあたりのコネクションというのは非常に難しい部分があるかと思いますが、私の中ではスポーツの町笠松というのも一つうちの売りにしていきたいと、そういうふうにかねてから思っておるところであります。またいろいろ議会の皆さんとも相談をしながら、あるいは情報提供を受けながら、こういったまちづくりの一つとして取り入れていきたいと思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

今、町長さんが言われたように、勉強も大事ですが、スポーツの町笠松というようなことを今初めて町長さんが言葉にされたんですが、指導者にも恵まれて、また学校環境も優れて、生徒、子供たちがやっぱりスポーツを愛してくれるというようなことで、これから進んでいただけたらいいかなと思っております。

その中で、たまたま2020年2月20日ぐらいから朝日新聞で部活動の改革の今というのが1週間連載されていまして。このとき、やはり今の子供たちは環境の変化でだんだんスポーツ離れ、部活の減少、それで文化系の部活に入ったり、というようなことで大変危機感を持っていたわけです。学校の先生に押しつけるわけじゃないんですが、教育長さんには本当に、将来の子供たちに部活動の有意義なことをしっかり教えていただいていると思いますので、今後ともしっかりスポーツでやっていただきたいと思っております。

先ほども、女子のハンドボールの話も出ておったわけですが、平成31年度の女子のハンドボールも入部のバランスが、その学年によっては2人、10人、次の学年は3人とか、なかなか単独でチームができないような状態です。お話しにあったように働き方改革でやはり外部の指導者も呼んでいただいて、教育長さんもスポーツマンでありますので、スポーツに対する思い等を聞けたらと思います。教育長さんよろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 議員には永年にわたって子供たちの野球に関わってくださって、本当に心から感謝しております。

学校の授業でも私たちは継続する力であったり、我慢をする力であったり、ほかと協同し、思いやりを持ちつつお互いに切磋琢磨する力というのは、学校の教育活動だけでなく、この部活動で指導していただいている部分というのは大変大きいと思っています。これは引き続き大事にしていきたいかなければならないことだと思っていますし、それによる生徒の体力の差というのが大変大きくなっています。

したがって、小学校のうちからスポーツに取り組む、しかも体力の向上を目指す、そういう児童・生徒をつくるのが私たちの大きな課題だと認識し、今後も一層そのことに努力してまいりたいと思っています。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○8番（安田敏雄君） どうもありがとうございました。

本当に子供の減少の中、運動系の部員数を増やすとか、運動系の部活を維持するというのは学校サイドは大変であろうし、また我々議員もスポーツを愛してもらえるようにまた仕向けなきゃならんと思っています。

1つだけ聞きたいんですが、今の笠中のプールの使用状況はどのぐらいになっていますか。今、水泳は存続しているのか、教えていただきたい。水泳部が完全な廃部になって何年になるか分からないですが、あれだけのお金をかけてプールを造って、僕の覚えでは5年か10年使ったかな、それ以後、まさか魚を生かすためのプールじゃないと思いますが、現状が分かりましたら聞きたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 現在でも、体育の授業の中ではプールを利用させていただいています。ただ、条件として外気が31度以上になったとき、基本的にはプールも含めた運動というのを差し控えるような指示を頂いています。プールの中で、体を冷やすのでいいのではないかと思いますけれども、ただその後のことも考えてのことだと思っていますが、それでプールを利用させることができないという日があったのも事実でございます。

それから、この中学校の部活動ではなくて、昨年度も水泳で県の大会に出場しました。これはスポーツクラブで、スイミングクラブで力をつけた人材がおりまして、こここのところ数年、ずうっと水泳について県大会やら東海大会に出場した生徒もございました。ただ、全国大会だけは標準記録がございましたので、これに及ばず、よう参加しませんでした。東海大会まで水泳で勝ち進んだ、そういった生徒がおりましてを御報告させていただきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○8番（安田敏雄君） プールはあれだけのものを造って、費用対効果が本当にどれぐらいあるのか僕らは不思議でかなわないのです。今言われた31度、今年もまた猛暑のときで、夏休みはプールなしになるのか、そこら辺のことは分からないことですが、グラウンドとか屋内体育館、また運動場、プール等もやはり運動系の部員の方にしっかり使っていただいて、心身ともに健全なる子供が育つようお願いいたしまして、質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

2時40分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時40分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

日程第2 第2号議案から日程第21 第22号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、第2号議案から日程第21、第22号議案までの20議案を一括して議題といたします。

これより総括質疑を行います。

通告順により、順次質問を許します。

8番 安田敏雄議員。

○8番（安田敏雄君） 議長さんのお許しを頂きましたので、一般質問に引き続き総括質疑をさせていただきます。

質問事項は町政全般についてです。

令和2年度は、昨年5月より令和という新しい時代、7月より20年ぶりに古田町長という新町長を迎えた変革の中での初めての予算編成となります。新年度予算を見ますと、新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大により景気の先行きが懸念され、国が発表する経済指数の悪化傾向にあり、そのため町税の大幅な増加が見込めず、少子高齢化や公共施設老朽化の対策、その他各種の課題への対応には基金の取崩し等による財政運営を行っている状況にあります。

また、近年の決算から見ると、経常的な収入に占める経常的な支出、いわゆる経常収支比率は上昇、地方債残高も上昇、逆に積立金残高は減少にあり、財政運営の硬直化は進行しているものと見受けられます。そのため、笠松町として今なすべき施策は、積極的に進める重点的事業と経常的支出の節減というメリハリを利かせる必要があると考えます。議員有志一同でも予算編成及び将来施策に対する要望書を提出させていただいたところであります。

そこで、今回は第5次総合計画の最終年度であるとともに、新たな将来に向けた第6次総合計画を策定する重要な年度であり、町政全般として町民の安全・安心の確保、魅力あるまちづくりにつながる新年度予算の重点項目などについて質問させていただきます。

重点項目の1つ目、活力あるまちづくりについての質問です。

第5次総合計画の中でも重要課題であったサイクリングロードが笠松みなと公園から河川環境楽園まで接続が完了し、今後はリバーサイドタウンかさまつ計画に基づく事業展開がなされるものと考えますが、このサイクリングロードをはじめ、現段階で公表できる具体的な利活用策についてお尋ねします。

一方で、公園整備の充実により公園維持管理経費も昨年度比650万円ほど増額していることも事実であり、そのためには経費の抑制努力はもちろん、利用者からの受益者負担金の導入や昨年議員視察で訪問した笛吹市のように、公園にキッチンカーなどを呼び込み、その出店者から使用料を徴収するなど収入を増やし、その経費に充当することも必要だと思いますので、どのように考えられるのかお尋ねします。

次に、令和2年度には全国健康福祉祭ぎふ大会、通称ねんりんピックにおいて、町ではゲートボールが開催されますので、その事業概要や附帯事業など、どのようなものかお尋ねします。ただし、その開催に当たり懸念されることとして、参加者の数からトイレの増設は必須であるところですが、河川敷であり、設置には制約が多くあると思いますので、対応策をお尋ねします。また、開催日が日曜日、月曜日両日ということで、平日にも開催されるため、役場の通常業務もあり、町職員を総動員すれば解決するというわけにはいきませんので、どのような体制で臨まれるのかお尋ねします。

続いて、重点項目2つ目、育むまちづくりについて質問いたします。

総合計画においても、総合戦略においても重要施策として位置づけられている子育て支援の推進についてお尋ねします。

令和元年度より、子育て世代包括支援センターを福祉健康センター内に設置され、ほぼ1年が経過し、女性が安心して子供を産み育てる環境整備を順次進められているところであると思います。そこで、この1年間における事業実績及び今後の事業展開や、令和2年度に重点的に進められる事項や新規事業などをお聞きします。

次に、子供の教育に対するお尋ねです。

令和2年度より新学習指導要領の下、外国語教育を充実させていかなければならないと考えますが、さきの議会において外国語教育、特に低学年からの英語教育について、町長自ら美浜町の小学校を視察し、日本人外国語活動指導員の授業風景を研究された旨を発表されました。

当町では、町制100周年記念事業として、近隣に先駆けいち早くALTと言われる外国語指導助手を採用した実績があるところであり、小学校英語教育必須化に向けた取組内容について

お尋ねいたします。

続いて重点項目3つ目、安心なまちづくりについての質問です。

近年日本各地で発生している地震や水害などの自然災害はいつ当町に起こっても不思議ではなく、その対策を進め、安心して生活を送ることができることはまちづくりの一番の基本です。当町においては、水害対策として雨水調整池や排水路の整備を進められてきましたが、今後の展開はどのような計画で取組があるのかお尋ねします。また、災害への対応は、自助や共助など地域での防災組織の活動が不可欠と考えますが、これら地域防災力の向上につながる支援はどのように考えるのかお尋ねします。

また、災害時の避難所にも使用される松枝小学校や下羽栗小学校体育館の空調設備についてお尋ねします。

この件は過去の議会においても幾度となく議論され、昨年、学校施設担当者の先進地視察や、我々議員も含め笠松小学校講堂での移動式空調機の体験などを経て、新年度予算において、まずは松枝小学校に整備されるとお聞きしました。そこで整備される空調設備の概要や費用、そして財源は起債が充当できるのではないかという以前の答弁でしたが、当初予算では歳入に見当たりませんので、その手当ての方法や、その運用方法として学校での授業での使用基準や、住民向けの学校開放時の使用の可否、松枝小学校での検証を経て、次の展開を考えられると思いますが、下羽栗小学校への設置見込みなどをお尋ねいたします。

最後に、新年度予算は、近年同様歳入不足分を基金を取り崩して賄い、歳出においてはごみ処理委託料や公共施設維持管理や修繕など経常経費が高止まりし、大変厳しい中での予算編成でありましたが、その中でも積極的に見受けられる事業として下水道事業の推進であります。町内市街化区域もほぼ完了し、衛生的な環境保全のため、今後は町全域下水道化に向け、門間地域をはじめ調整区域も整備を進められるとお聞きしました。厳しい財政事情の下においては、費用対効果も十分考慮することが必要であり、以前開催の全員協議会では、全域において浄化槽による水洗化よりも、下水道整備による水洗化が有利であるとの説明でしたが、特に笠松競馬場周辺あたりは堤防により囲まれていることや接続戸数が少なく、効率的な下水管整備が難しいのではないかと推測されます。

現時点での競馬場周辺や、円城寺の一部地域などの具体的な下水道整備計画があればお聞かせください。また、その周辺が下水道供用開始地域となった場合、町としては笠松競馬場に対して下水道法にのっとり早期の下水道設備を要請されるのかお尋ねします。

以上のことを総合的に検討すると、浄化槽による水洗化地域への変更も十分検討の余地があると考えられますが、そこらあたりはどのようなものかお尋ねします。

また、歳入においても町長肝煎りのタスクチームを設置され、特に即効性のある事業としてかさまつ応援寄附金リノベーション研究会による研究発表が昨年ありましたが、その後、お礼

の品の充実や寄附金額増額に向けた取組など、進捗状況についてお尋ねします。

以上で総括質疑を終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 安田議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） たくさんの御質問をありがとうございます。1つずつ質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、活力あるまちづくりについて、サイクリングロードをはじめとする利活用策についてのお尋ねでございますが、平成21年3月に策定したリバーサイドタウンかさまつ計画では、町の歴史や文化、自然の再生と笠松らしさの付加により魅力創造やネットワーク形成を図るものとして、町の拠点やイベント、水辺環境を生かしたまちづくりを進め、みなと公園やサイクリングロードもその一環として整備を推進してまいりました。

そして、リバーサイドタウンかさまつ計画に基づく木曾川周辺の基盤整備は、昨年3月のサイクリングロード全線完成をもって一区切りとし、今後は行政主導ではなく、官民が連携してハードとソフトを結びつけた活性化施策を展開すべきと考え、今年度、木曾川上流河川事務所や県地方競馬組合、商工会などの行政機関と、松波総合病院と名古屋鉄道、オアシスパーク、こちらは河川環境楽園の施設を商業施設を運営しているところではありますが、地元金融機関といった民間団体が一堂に会し、計画のリニューアルについて検討を重ねてまいりました。

その方針として、サイクリングロードやみなと公園、河川環境楽園、名鉄笠松駅などと連携して、恒常的なにぎわいを創出するビジターセンターの設置、ホースセラピーや馬車といった馬の活用、河川周辺を活用したアクティビティの導入、産官学に金融、医療を加えた新たな協働など、木曾川を中心とするエリアで令和の新時代にふさわしいまちづくりを展開させるものとしております。

そして、計画リニューアルを基に集約した事業案を、国が地方公共団体のPPPやPFIの形成を支援する補助メニューである先導的官民連携支援事業へこの春に補助申請をし、採択されれば、来年度リバーサイドタウンかさまつ計画を深化させ、民間主導により水辺を生かしたまちづくりを推進させる基本計画の策定と、その採算性や持続性などPFI事業の可能性調査を実施したいと考えております。現在、補助申請に向け、国や県の関係部署と最終調整をしておりますので、議員の皆様には計画案が確定次第、改めて御説明させていただくつもりであります。

続きまして、公園維持管理における受益者負担金の導入の考えについてでございますが、公園の維持管理の委託業務については、業務内容を見直し、効率化を図り、経費節減に努めておりますが、全国的に作業員や警備員の人件費が高騰していることもあり、委託料は前年より約384万円の増加を見込んでいます。

また、みなと公園のあずまややトイレの外壁等の修繕や運動公園遊具周辺にできる水たまりの地盤改良など約272万円の工事も予定しております。これらの増え続ける維持管理費用に対し、公園利用者の受益者負担金として駐車場有料化の調査研究を行っております。具体的には、土曜日、日曜日の有料化や機械式ゲート導入が考えられますが、みなと公園は河川敷内のため、国土交通省との協議も必要となるほか、運動公園についてもグラウンド利用者と公園のみの利用者との兼ね合い等施設特有の課題もあります。

今後、駐車場の有料化による受益者負担金のほか、リバーサイドタウンかさまつ計画に基づき、みなと公園の整備運営に民間事業者のノウハウを導入するなど、維持管理経費に係る財源確保について、関係機関と協議しながら併せて検討してまいりの方針であります。

続きまして、公園にキッチンカーなどを呼び込み、使用料などの増収の必要性についてのお尋ねでございます。

先ほど述べました先導的官民連携支援事業での検討の中で、河川敷内のにぎわい施設となるバーベキューをはじめとした飲食施設や川を使ったアクティビティーなどが適切な料金設定で採算が取れる事業かどうかといった市場性の調査も実施しますが、公園内でのキッチンカーの営業は特別な施設の整備を要せず、来園者に手軽に食べ物を提供することができ、公園のにぎわいにつながるものと考えておりますので、集客実績のあるオアシスパークなどにお声かけをして、先行して公園内のキッチンカー出店を働きかけてまいりたいと考えております。

また、先導的官民連携支援事業では、公園施設の収益を活用して整備や改修等を一体的に行う事業者を公募するパークPFIの導入についても調査し、公園管理の財政負担の軽減についても検討してまいります。

続きまして、ねりんピックの事業概要、附帯事業についてのお尋ねでございますが、第33回全国健康福祉祭ぎふ大会、通称ねりんピック岐阜2020では、令和2年10月30日土曜日から11月3日火曜日までの4日間及びその前後において、県内全42市町村で卓球やテニスなどの交流大会やレク大会など、63種目が開催されます。

そのうち、笠松町ではゲートボール交流大会を笠松町多目的運動場A（天然芝）の部分競技会場とし、江川堤外河川敷一体で開催することになっております。参加予定人数といたしましては全国から204チーム、1,836名を予定し、11月1日、2日の2日間競技を開催します。附帯事業としましては、町特産品などの販売、健康づくり教室、ドリンクの無料提供など、全国からお越しになる選手に対し笠松町のPRのほか、地域の活性化につながるおもてなし事業を実施してまいります。

河川敷のトイレ設置における対応策についてでございますが、現在、競技会場には平常時の利用者分の仮設トイレしかございません。そのため、国土交通省へ大会期間中での設置許可申請を行い、会場内に3か所仮設の洋式トイレの設置を予定しております。また、令和2年度に

運動場周辺の利用環境の向上を図るために、消化槽式トイレの整備を予定しており、4月上旬に県補助金の申請、5月頃に国土交通省へ河川法による占用申請を行い、ねんりんピック岐阜2020の開催までの10月末までには設置する予定であります。

また、ねんりんピック事業の職員体制についてであります。ねんりんピック岐阜2020は全国から多くの方をお招きして開催する大会であり、開催運営に当たり多くの従事者が必要となります。

具体的には、競技自体の運営につきましては、県ゲートボール連盟、町ゲートボール協会、岐阜工業高等学校生徒によるボランティアにより、審判員や得点係などの確保を予定しております。また、受付、案内やおもてなしコーナー、駐車場誘導などにおきましても、町職員のみならず、笠松町実行委員会を構成しております町内会連合会、町レクリエーション協会、町体育協会、町スポーツ推進委員会、笠松いきいきクラブ連合会、町女性の会など各種団体の皆様の御協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして、育むまちづくりについて、子育て世代包括支援センターの事業実績及び今後の展開についてのお尋ねにお答えしたいと思います。

令和元年度より子育て世代包括支援センターを設置し、保健師や助産師等を配置するなど支援体制を整え、妊娠期から子育て期までの総合相談窓口として広報やホームページをはじめ、あらゆる機会を捉え、妊婦や子育て中の保護者、保育所や学校等の関係機関、主任児童委員等の関係団体へセンターの周知をしてきました。その結果、保護者からの育児相談や、保育所、学校等の関係機関や関係団体等からの相談が増加し、連携が以前より図りやすくなりました。

また、妊婦に対しましては母子健康手帳交付時に全ての妊婦との面談を実施し、その情報を保健師や助産師等の専門職で共有し、必要な方には継続的な支援を行うとともに、妊娠後期においても、全ての妊婦の方に妊娠中の状態を確認するため電話による相談を行っております。さらに、妊産婦や乳幼児の課題や支援ニーズに的確に対応するため、支援が必要な方については支援プランの作成や適切な支援が継続して確保できるように、医療機関や県子ども相談センター等の関係機関と連携し、情報交換や情報共有を図りながら切れ目のない支援を行っております。

今後の展開としましては、令和2年度から産後鬱の予防や新生児への虐待予防等を図るために、産後間もない時期の産後2週間と4週間の時期に産後検診を実施したいと考えております。

さらに、産後検診を受診後、支援が必要と見られる方に対しては早期に助産師等が自宅に訪問し、個別に対応するアウトリーチ型の産後ケアや、産後に心身の不調または育児に不安等がある方や、特に支援が必要と認められる方に対しましては、休養の機会の提供や、個別または集団で心身のケアや育児サポート等を行う宿泊型やデイサービス型の産後ケア事業を実施したいと考えております。

また、心理発達面での相談の場として臨床心理士による療育相談も実施したいと考えております。今後もより一層関係機関と連携し、妊娠期から子育て期までの保護者とお子さんに対する切れ目のないきめ細かい支援を実施していきたいと考えています。

続きまして、安心なまちづくりについて、雨水調整池及び排水路の整備の今後の展開についての御質問にお答えしたいと思います。

平成24年度から水害対策として進めてまいりました円城寺雨水調整池整備事業は、雨水調整池の機械電気設備整備工事と接続する下羽栗雨水幹線設備工事が3月末に完成し、4月から稼働となり、令和2年度には調整池南の旧排水路上に歩道を整備してまいります。

また、調整池の上部は公園または広場として利用する計画で、県を通じて国土交通省と目的外使用の協議を行っておるところであります。今後、国との協議が調い次第、調整池上部と周辺の整備をしてまいりたいと考えております。排水路整備、下羽栗雨水幹線の整備につきましては、岐南町境の下流部から排水路を改良し、併せてカバーを実施していく考えですが、国の補助事業を活用するなど財源を確保して進めてまいりたいと考えております。

続きまして、災害の対応には自助や共助など地域における防災組織の活動が不可欠と考えるが地域防災力の向上につながる支援についてどう考えるかについての御質問でございますが、町では地域防災力の向上を図るため、防災講演会の実施や各種イベントなど機会を捉え、防災に関する情報発信を行い、住民一人一人の防災意識の高揚並びに防災知識の習得に努めているところであります。

特に、来年度は災害時に配慮が必要な方々を支援するため、民間団体と連携して、乳幼児を持つ母親や町内在住の外国人の皆さんを対象とした防災セミナーを開催するなど、防災について学ぶ機会をより多く創出し、さらなる地域防災力の向上に努めてまいります。

また、共助の要であります自主防災会に対して、現在の防災備品整備に対する補助制度を拡充し、災害時に必要な備品の整備が一層促進されるよう支援し、防災組織の充実強化に努めてまいります。

続きまして、快適で機能的な生活環境を創出するまちづくりの中で、松枝小学校体育館空調設備の財源、使用基準等についてのお尋ねにお答えしたいと思います。

松枝小学校体育館の空調設備の整備につきましては、スポットエアコンを6台設置する方法で、今夏からの稼働を目標に進めてまいります。緊急防災・減災事業債の活用による工事での導入も検討しましたが、今回は活用せず、リースでの導入としております。この導入方法によりまして、工事費のほか設計費、監理費、清掃などの保守や故障対応費も含めることができることに加え、さらに一括で契約することにより導入期間も短縮され、分割発注では不可能であった今夏からの稼働が可能となることから、総合的に判断してリースによる導入を選定しました。

なお、リース期間は6年間で、総額は約3,530万円、リース期間満了後には町への無償譲渡となります。運用方法につきましては、各学校に熱中症指数の測定器を備え付けてありますので、熱中症指数が28度を超えないよう運転をしていただきます。また、住民向けにも学校開放により体育館を使用される際には、コインタイマーにより電気代の実費相当額を御負担の上、空調設備を御利用いただく予定であります。

続いて、下羽栗小学校体育館の空調設備の設置見込みについてでございますが、下羽栗小学校につきましては、近接する総合会館に空調完備のホールがあるため会場調整による対応も可能であることから松枝小学校を先行して進めておりますが、下羽栗小学校も避難所に指定されていることを踏まえ、今後導入事例を再度検証し、検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、厳しい財政状況下における運営について競馬場周辺や円城寺一部地域の下水道整備計画等について、また浄化槽による水洗化地域への変更についてのお尋ねにお答えいたします。

今現在進めている令和7年度までの整備計画には、競馬場周辺や円城寺一部地域は入っておらず、具体的な整備年度等も定めておりませんが、競馬場周辺が供用開始となった場合は、他地域と同様に、下水道法第10条に沿って早期の下水道接続をお願いすることとなります。

また、競馬場周辺や円城寺一部地域においては、平成28年度笠松町汚水処理施設整備構想を策定した際、今後の整備手法について経済性等を含めた検討を行っており、その結果、既整備区域等への接続が有利であるという結果が出ております。

計画としては、今後も全地域を整備していく予定ですが、今後の社会経済情勢に留意し、下水道事業の経営基盤強化を図りながら弾力的に対応していきたいと考えているところであります。

続きまして、かさまつ応援寄附金における進捗状況についてのお尋ねでございます。

12月のタスクチームからの提案を受け、現在担当課とタスクチームメンバーにて、複数の事業所とお礼の品の新規開拓に向け、調整を行っているところであります。従来より人気が高い食品関係をメインとした新たなパートナー事業者の開拓に加え、自動車学校の教習チケットや松波総合病院の人間ドッククーポン、戦国をイメージしたプリントTシャツなど一風変わったアイテムも含まれており、笠松町にしかない笠松町でしか体験できないといったオンリーワンのお礼の品によりほかの自治体との差別化を図ってまいりたいと考えております。

また、令和元年度2月末現在のかさまつ応援寄附金の状況は、件数で2,429件とほぼ横ばいですが、金額は2,183万円で、マイナス23.5%と落ち込んでいる状況であります。これは、ふるさと納税先に笠松町を選んでいただける数は変わらないものの、単価の低いお礼の品へ選択が変化していることが読み取れ、このことをパートナー事業者と共に共有し、現在のお礼の品の定期的な発送、関連するお礼の品の組合せ、テーマ性を持った新たなお礼の品として

導入するなど単価が高くなるようブラッシュアップに取り組んでまいります。

これら新規開拓やブラッシュアップしたお礼の品については、新年度の早い段階に一斉に発表できればと考えております。ふるさと納税は貴重な歳入源であり、再活性化にぜひとも取り組み、加えてお礼の品を通して笠松町の魅力を全国に宣伝できる格好の機会でもあります。議員の皆様にも様々なところで笠松の魅力のあるお礼の品を周知していただければ幸いです。

以上で私からの答弁を終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 2番目の、育むまちづくりについての小学校英語教育必修化に向けた取組についてお答えをいたします。

新学習指導要領開始のための移行期間として、平成30年度から小学校5・6年で英語、小学校3・4年で外国語活動を既に実施しておりまして、来年度から本格実施を迎えることとなります。これまでに、二町教育委員会といたしましては、平成30年度より2年間、夏季研修にて英語学習に先進的に取り組んでいる講師を招聘して、ワークショップ形式の実践的な研修を実施してまいりました。多くの教員が参加し、指導方法や技術を学ぶことができた、学んだことを生かして授業を実践する等、好評を得ているところでございます。来年度の夏季研修会においても実践的な研修を実施する計画を立てているところでございます。

また、本年度は、来年度に新規採択する教科書会社の編集者を招きまして、使用する教科書の活用方法についての研修会も実施いたしました。教科書を活用し、児童に楽しい英語教育が実施できるめどがつく研修会となったところでございます。

笠松町では、教師用の電子教科書、デジタル教科書も準備いただいております。これにより、外国の様々な人がインタビューに答える映像と音声を提示できたり、単語や英文の発音を何度でも聞かせたりしながら学習を進めることができるようになっております。

また、岐南町立の西小学校が県の英語教育スタートアップ事業の指定を受けまして、昨年度、今年度と岐尿管内の全小学校の先生方に授業を公開してまいりました。他に先駆けて英語学習について、岐阜教育事務所の指導を受けながら実践を重ねてまいりましたので、この実践を羽島郡の各小学校は学んだところでございます。

来年度も、ALTや日本人英語助手の配置もしていただく予定になっておりますので、その方々と共にこれまでの実践や研修を生かしながら英語教育が円滑に実施できるものと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

総括ということで町政全般について質問させていただきました。町長さんも昨年の7月に新しい町長さんとなり、初めての予算編成です。この3月には新議員が決まってまいります。また今日、3つのまちづくり等についてもきめ細かく御説明いただきました。

その中で、今言われましたいろんな施策を念頭に置いて、やはり一番問題なのは歳入に見合った歳出を考えていく時代になってくるんじゃないかなということを思っています。それには、ごみの問題とか、有料化とか、まだほかにもいろんな課題がたくさんあると思いますので、町民には受益者負担、また自助・共助・公助の観点から積極的に町民にアピールして、今の笠松町の現状等をしっかり説明していただきたい。タウンミーティングを昨年されましたが、今後もやはり町民の皆さん方と膝を突き合わせて説明していただき、また我々議員も各地区、各町内で町民にどんどん情報公開をする。また議会改革としてインターネットによる情報発信、いろんな面も含めて新しい来年度に向けての受益者負担の関係というようなことで、このまちづくりも大変ですけれども、歳入に見合った歳出をしていくにはある程度町民の方にも負担をしていただくのは本来の姿じゃないかなと思っていますが、その意気込みを聞きたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 私自身、来年度、今年からなんです、一つ方針としては実行の年として位置づけております。やるべきことはしっかりやる、変えるべきところは勇気を持って変える、そのときにある程度のリスクや批判があるかもしれませんが、それを踏み超えて前に進んでいかないと、この笠松町の将来というのは決して明るいものではないと思っています。

そうするには、やはり何と言われましても、先ほど議員もおっしゃいましたが、町民との対話ですね。そういったものをこちらのほうから積極的に話し、理解、協力を求めていく。また、議員の皆さんとも膝を突き合わせて、こうした議論を通してお互いの質の向上を目指していく。そうした中で一人でも多くの町民の方々にこのまちづくりに参加してもらい、そういった機運や土壌をつくっていくこと、これがまず我々行政、あるいは議会の皆さんに与えられた仕事ではないかと思っています。

そうした点におきましては、まだまだ私も1年足らずで未熟ではございますが、皆さんと一緒に力を合わせて、そして心を一つにして、笠松町の未来のために取り組んでまいりたいと思いますので、今後とも御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

古田町長さんもまだまだお若いですから、やはり町民の幸せを願うのは当たり前ですし、町の職員126名の生活を守るのも町長さんです。我々議会も町民の先頭になって、また町民から負託を受けてこの4年間頑張ってまいりました。

改選により新しい体制となる議会と一緒に、また新しい施策を、今日町長さんが申された3つの重点的に取り組む事項に対して、一つ一つ慌てることなく、またゆっくり進むことなく邁進していただきたいということで質問を終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後3時25分